

2020.06.15
廃棄物対策課

江別市一般廃棄物処理基本計画

《案》

(財務関係未確定)

令和※年※月

(※※※※年※月)

江 別 市

(生活環境部環境室)

《 目 次 》

第1編 総論

第1章 総則

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置付け・計画体系図・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の進行管理（PDCAサイクル）・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 5 計画の対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 江別市の概況

- 1 人口の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 財政の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 産業の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第2編 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の状況

第1節 ごみ処理の流れとごみ組成

- 1 分別区分と手数料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 収集・運搬体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 ごみ処理の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 4 ごみの組成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第2節 ごみ処理施設・最終処分場

- 1 中間処理施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 最終処分場・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

第3節 ごみの排出・処理の状況

- 1 ごみの排出状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 2 資源化の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 3 最終処分の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

第4節 ごみ処理等の収支

- 1 ごみ処理等にかかる費用の推移・・・・・・・・・・・・ 18
- 2 ごみ処理等の財源の推移・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 3 ごみ処理手数料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

第5節 前計画の状況

- 1 基本目標の達成状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 2 施策の主な取り組み状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 3 目標値と実績値の比較・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

4	ごみ処理の水準	25
5	市民・事業者の動向	26
6	ごみ処理の課題	29

第2章 ごみ処理基本計画

1	基本理念と基本方針	30
2	計画の目標値	31
3	各計画との比較	34
4	計画の施策	36
5	計画のごみ処理フロー	43

第3編 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の状況

第1節	生活排水施設の現状	44
-----	-----------	----

第2節 し尿及び浄化槽汚泥処理の収支

1	し尿及び浄化槽汚泥処理の収支	45
2	し尿処理及び浄化槽汚泥処理の財源の推移	45
3	し尿処理及び浄化槽汚泥処理の独自財源	46

第3節 前計画の状況

1	基本目標の達成状況	46
2	目標値と実績値の比較	48
3	生活排水処理の課題	49

第2章 生活排水処理基本計画

1	基本目標と基本方針	49
2	生活排水の処理基本計画	50

資料編

廃棄物減量等推進審議会委員名簿	52
計画策定の審議経過	53
市組織機構図	54
持続可能な開発目標	54
減量化及び資源化・不法投棄・ごみステーション関連資料	56
市民アンケート調査結果	58
事業所アンケート調査結果	61
新篠津村からの受託関連資料	64

第 1 編 総論

第 1 章 総則

1 計画策定の趣旨

今ある自然環境をより豊かにして次の世代に引き継ぐためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済やライフスタイルを見直し、限りある資源を循環利用するなど、環境への負荷を限りなく低減していくことが重要です。

本市では、平成 23 年 3 月に平成 32 年度までの 10 年間を計画期間とする「江別市一般廃棄物処理基本計画（平成 27 年 3 月見直し 以下「前計画」という。）」を策定し、循環型社会の構築に向け、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の 3 R を基本とした取り組みを進めてきました。

この間、国連では 2015 年 9 月のサミットにおいて、「持続可能な開発目標※（SDGs）」が採択され、環境や資源・廃棄物問題を含む取り組みの新たな目標が示されました。

また、国では、人口減少・少子高齢化が進む中、これまでの循環型社会の状況を踏まえ、循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会の取り組みを中核事項とするとともに、環境的側面・社会的側面・経済的側面を統合的に取り組む「持続可能な社会づくり」に向け、「第 4 次循環型社会形成推進基本計画」を平成 30 年 6 月に策定しています。

このような背景の中、本市においても前計画の計画期間の終了に伴い、国等の廃棄物行政の動向を踏まえつつ、発生抑制と再使用の 2 R を最優先とした循環型社会を構築するため、令和 3 年度を初年度とする新たな「江別市一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）」を策定するものです。

※ 「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030 年を年限とする 17 の国際目標（詳細：資料編）

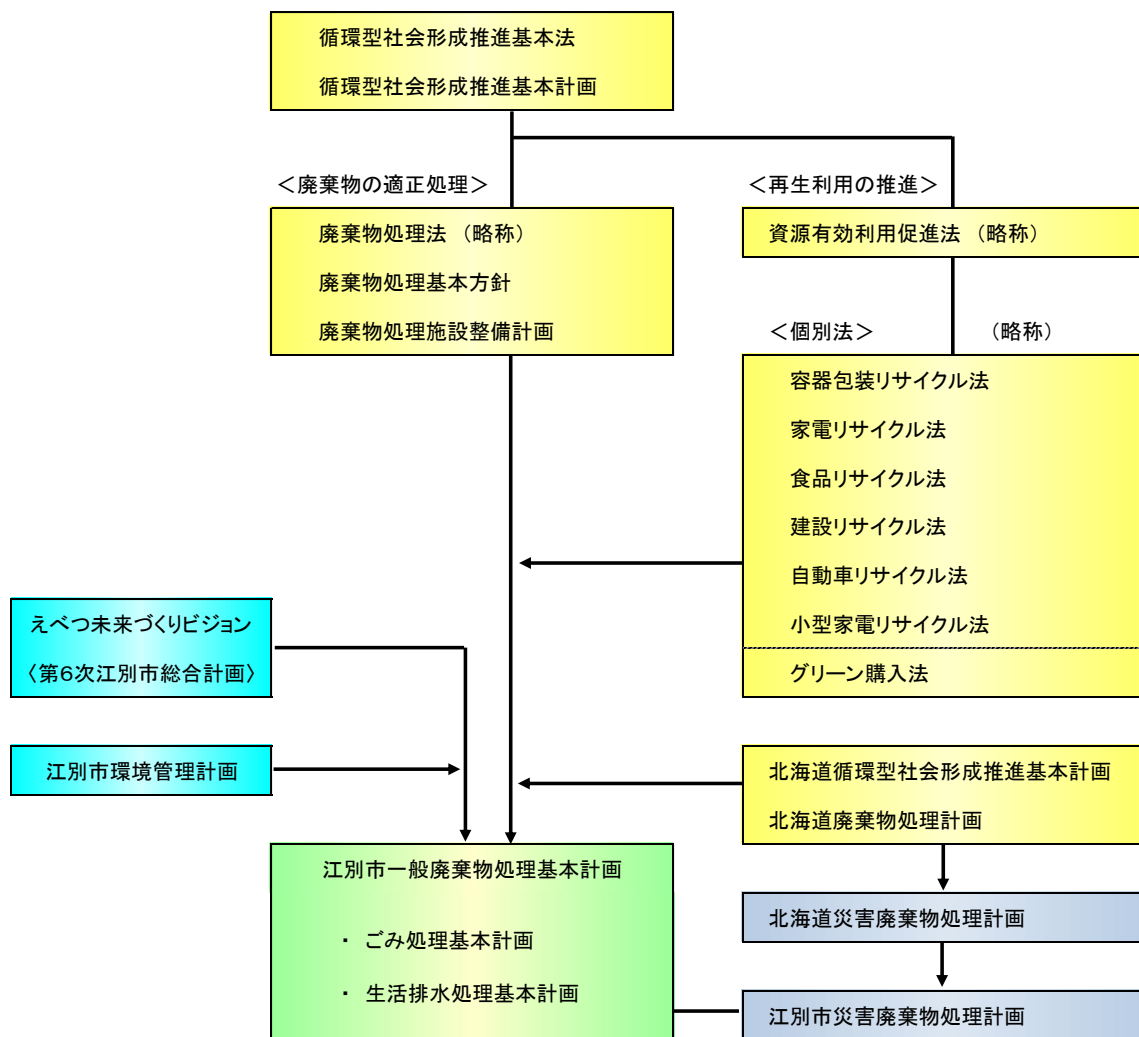
2 計画の位置付け・計画体系図

（1）計画の位置付け

本計画は、一般廃棄物の処理を長期的・総合的な視点に立って計画的に推進するもので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき策定するものです。

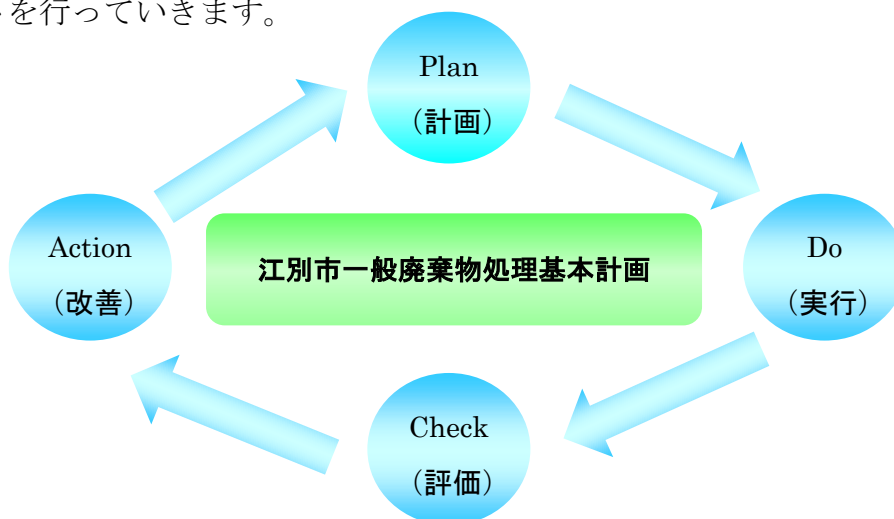
なお、策定にあたっては、循環型社会形成推進基本法等の関係法令のほか、「えべつ未来づくりビジョン（第 6 次江別市総合計画）」との整合を図るものとします。

(2) 計画体系図



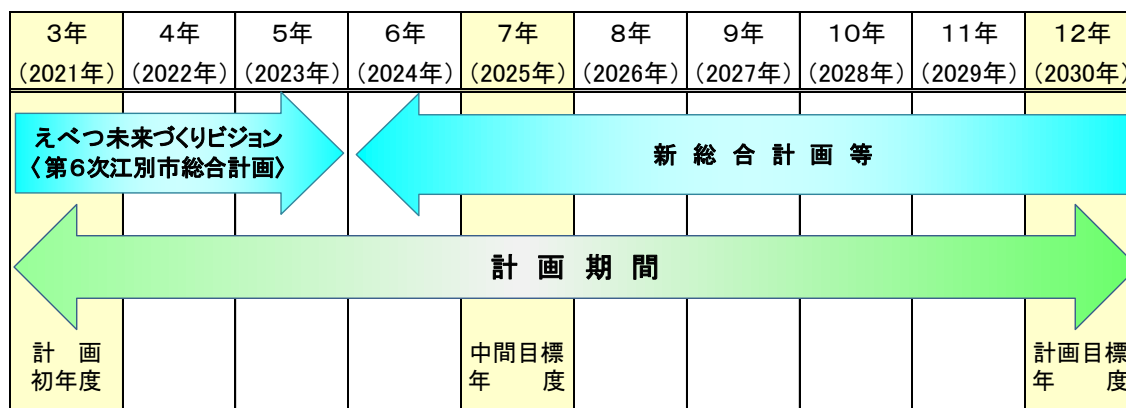
3 計画の進行管理（PDCAサイクル）

本計画の進行管理にあたっては、目標値の達成状況や施策の進捗状況を点検・評価するなど、PDCA（Plan：計画、Do：実行、Check：評価、Action：改善）サイクルに基づくマネジメントを行っていきます。



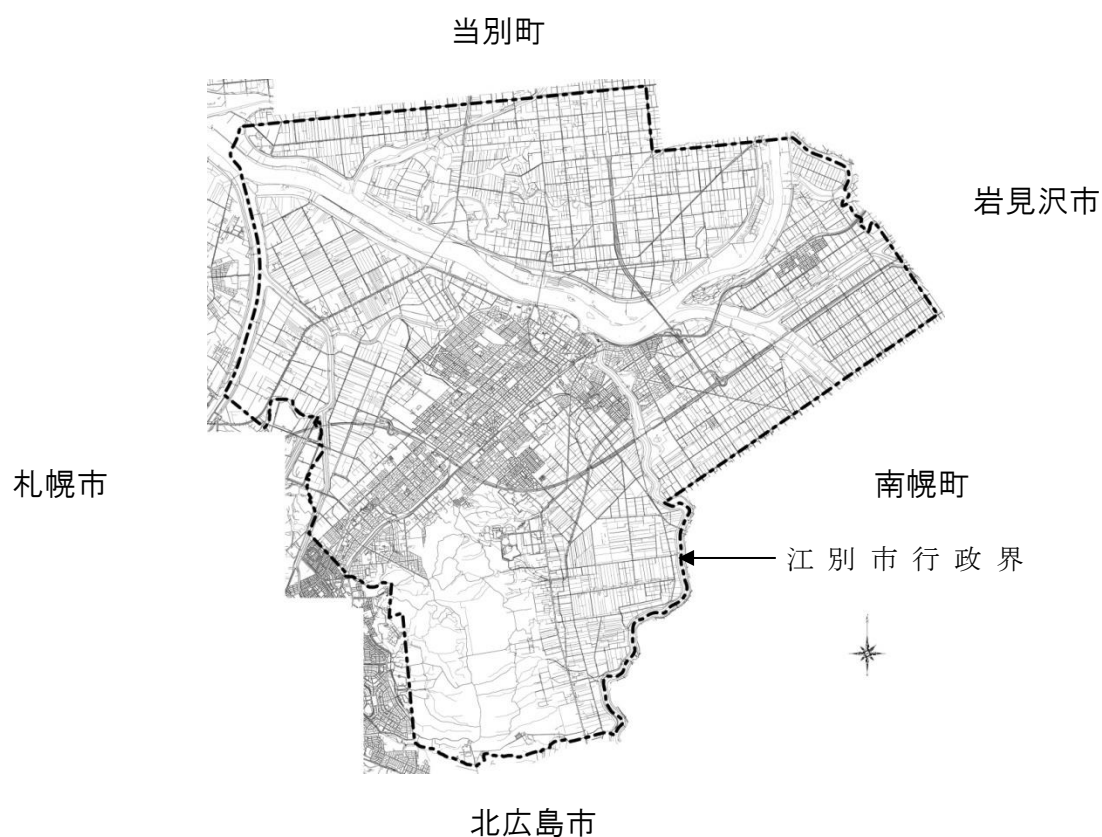
4 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とし、令和7年度を中間目標年度とするほか、社会動向や法制度の改定など、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動があった場合は、必要に応じて見直すものとします。



5 計画の対象範囲

本計画の対象区域は、本市の行政区域全域とし、対象とする廃棄物は廃棄物処理法に基づく一般廃棄物とします。



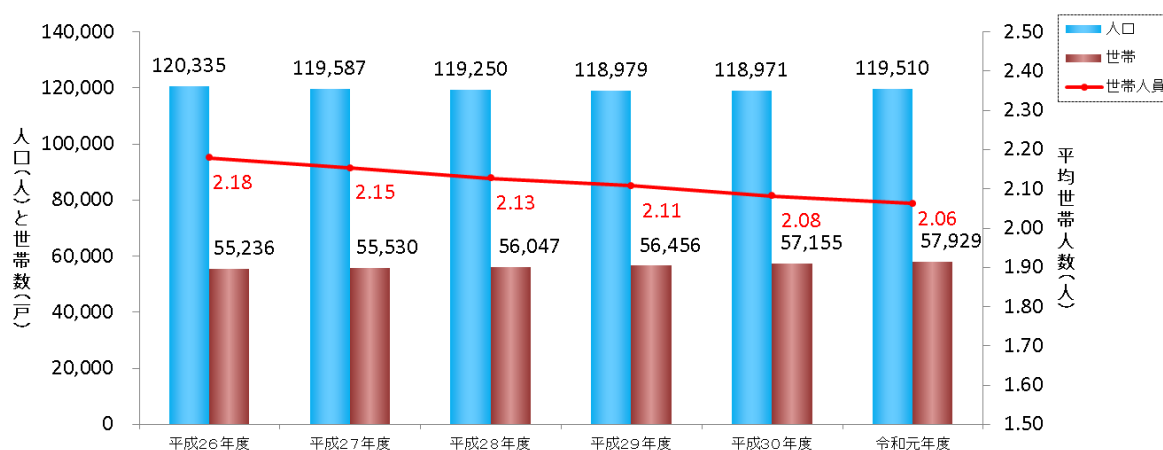
第 2 章 江別市の概況

1 人口の状況

(1) 人口及び世帯数の推移

人口は、平成 17 年をピークに減少傾向でしたが、近年は若い世代への教育や福祉の施策の充実など、本市の取り組みのほか、民間事業者による大規模な宅地開発により転入者が増え、令和元年度から人口は増加に転じています。

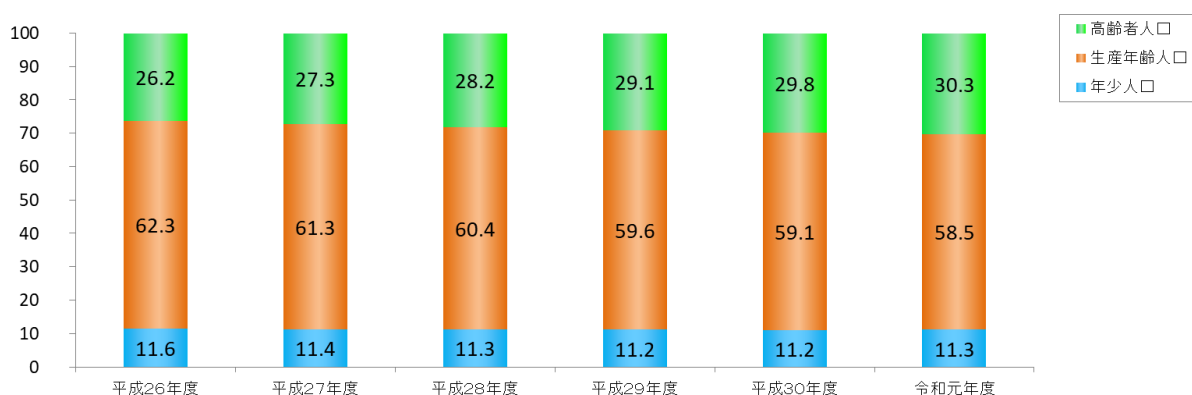
一方、平均世帯人数は減少しており、核家族化の進行がうかがえます。



人口及び世帯数等の推移〈各年度 10/1 住民基本台帳〉

(2) 年齢別人口推移

年齢別人口は、年少人口（15 歳未満）及び生産年齢人口（15 歳以上 65 歳未満）の減少と高齢者人口（65 歳以上）の増加により、少子高齢化が進行していますが、令和元年度は、若い世帯の転入等に伴い、年少人口は微増しています。

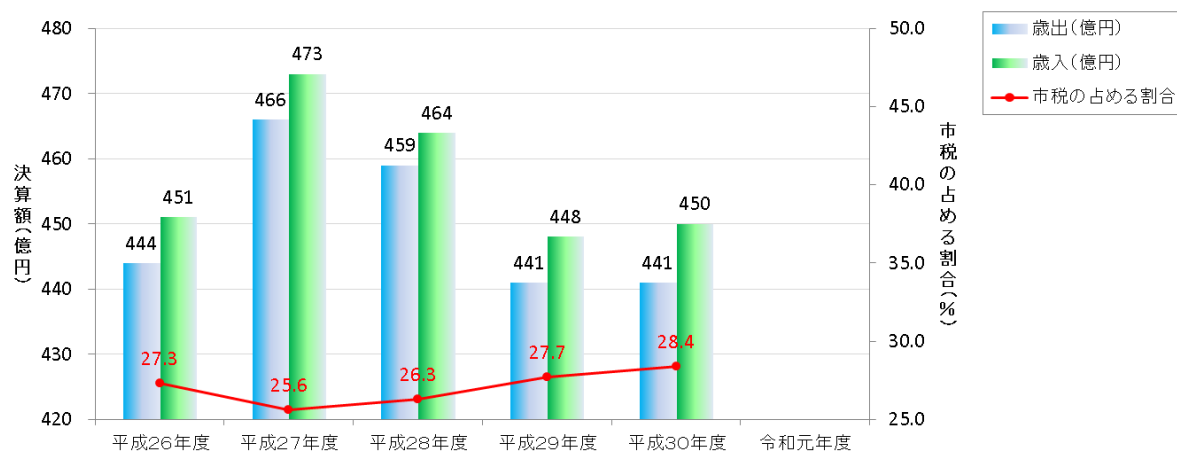


年齢別人口割合の推移（%）〈各年度 10/1 住民基本台帳〉

2 財政の状況 《決算後確定》

財政の状況は、毎年度約 450 億円前後の歳入歳出規模となっています。

なお、歳入決算額に占める市税の割合は、3 割を下回って推移しています。

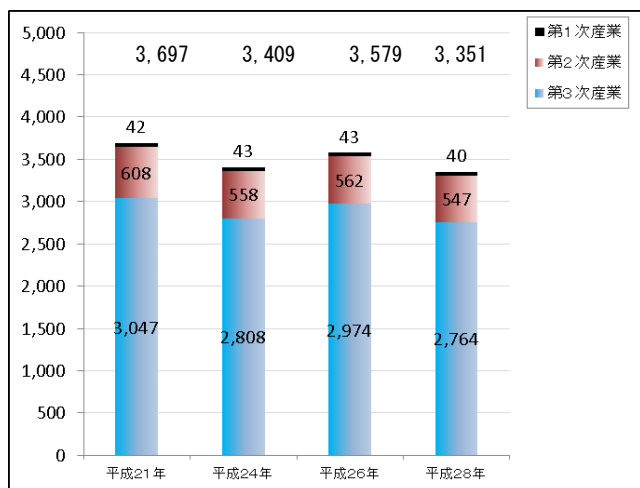


歳入歳出決算額等の推移〈一般会計〉

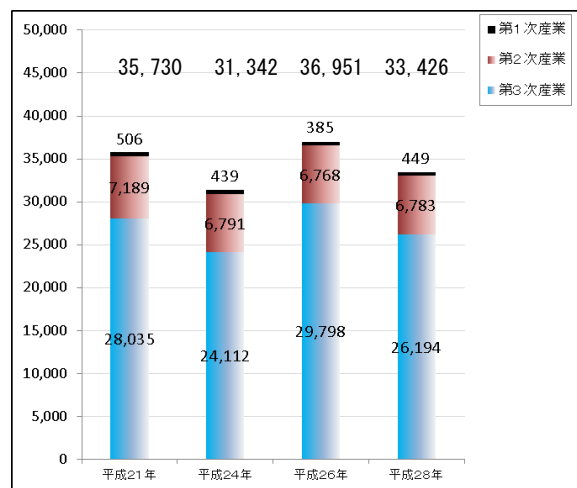
3 産業の状況

産業の状況は、直近の平成 28 年の調査※によると、事業所数の産業比は、第 3 次産業が 82.5%、第 2 次産業が 16.3%、第 1 次産業が 1.2%となっています。

また、従業員数の産業比では、第 3 次産業が 78.4%、第 2 次産業が 20.3%、第 1 次産業が 1.3%となっており、どちらとも本市の産業の約 8 割を第 3 次産業が占めています。



産業別事業所数



産業別従業員数

※ 調査は、平成 21 年と平成 26 年は、経済センサス基礎調査による数値、平成 24 年と平成 28 年は、調査対象に国及び地方公共団体の事業所等を含まない経済センサス活動調査による数値となっているため、各年の数値を単純に比較することはできません。

第 2 編 ごみ処理基本計画

第 1 章 ごみ処理の状況

第 1 節 ごみ処理の流れとごみ組成

1 分別区分と手数料

本市の分別区分は、家庭系ごみは、燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、資源物、危険ごみ、小型家電、古着・古布の計 7 種類、事業系ごみは、燃やせるごみ、燃やせないごみの計 2 種類です。

分別区分		主な品目	手数料	
家庭系ごみ	燃やせるごみ	生ごみ、紙類、プラスチック類(薄い・軟らかいもの)、布類、草・花など	有料	指定ごみ袋 ごみ処理券
	燃やせないごみ	木類、プラスチック類(厚い・硬いもの)、ガラス・陶磁器・金属類、小型家具・敷物類など	有料	指定ごみ袋 ごみ処理券
	大型ごみ	最大辺1m超えの大型家具・スキー、発火性のある石油ストーブ・ガスレンジ、硬い塊状の鉄アレイなど	有料	大型ごみ処理シール
	資源物	びん・かん、ペットボトル、紙パック、白色トレイ	無料	半透明の袋
	危険ごみ	スプレー缶・ガスカセット缶、乾電池、ボタン電池、小型充電式電池、ガス・オイルライター、蛍光灯、水銀体温・温度計	無料	半透明の袋
	小型家電	携帯電話、ノートパソコン、電気炊飯器、ヘアードライヤーなどの小型家電製品	無料	紐で縛る 任意の袋
	古着・古布	衣類、衣料品、古布など	無料	紐で縛る 任意の袋
事業系ごみ	燃やせるごみ	書類、生ごみなど（事業系一般廃棄物）	有料	重量に応じた額
	燃やせないごみ	木類、敷物類など（事業系一般廃棄物）	有料	重量に応じた額

○ 指定ごみ袋（燃やせるごみと燃やせないごみ共通）

50袋（10 円）、100袋（20 円）、200袋（40 円）、300袋（60 円）、400袋（80 円）の計 5 種類

○ ごみ処理券

長さ 1m 以内で指定ごみ袋に入らないごみは、80 円券、160 円券の計 2 種類

○ 大型ごみシール

ごみの大きさや種類に応じて 250 円、500 円、1,000 円の計 3 種類

○ 事業系ごみの処理手数料

10 kg あたり 110 円※（令和 2 年 9 月末現在）

※ 令和 2 年 10 月～令和 4 年 9 月末まで 10kg あたり 150 円に改定

※ 令和 4 年 10 月～ 10kg あたり 200 円に改定

2 収集・運搬体制

家庭系ごみの収集運搬体制は、小型家電と古着・古布を市が直営で収集し、そのほかのごみと資源物の収集は民間事業者へ委託しています。

一方、事業系ごみの収集運搬体制は、排出事業者が収集運搬許可業者に収集を委託する場合と、排出事業者自らが運搬する場合があります。

なお、市の施設で処理できない家庭系ごみ（適正処理困難物）は、収集運搬許可業者や専門業者が収集運搬・処理をしています。

（令和2年9月末現在）

分別区分		収集・運搬 主 体	収集区域	収集方法	収集回数	車両等
家庭系 ごみ	燃やせるごみ	市 （委託業者）	市街地	ごみステーション	週2回	パッカー車
		市 （委託業者）	農村地区	ごみステーション	週1回	パッカー車
	燃やせないごみ	市 （委託業者）	市街地	ごみステーション	月2回	パッカー車
		市 （委託業者）	農村地区	ごみステーション	月2回～3回	パッカー車
	大型ごみ	市 （委託業者）	市内全域	申込み制による 戸別収集	随時	パッカー車 平ボディ車
	資源物	市 （委託業者）	市街地	ごみステーション	月2回	パッカー車
	危険ごみ	市 （委託業者）	農村地区	ごみステーション	月2回	パッカー車
	小型家電 古着・古布	市	市内全域	市内6か所 拠点回収	随時	回収ボックス
事業系 ごみ	燃やせるごみ	許可業者	市内全域	事業所毎	随時	パッカー車
	燃やせないごみ	許可業者	市内全域	事業所毎	随時	パッカー車

3 ごみ処理の流れ

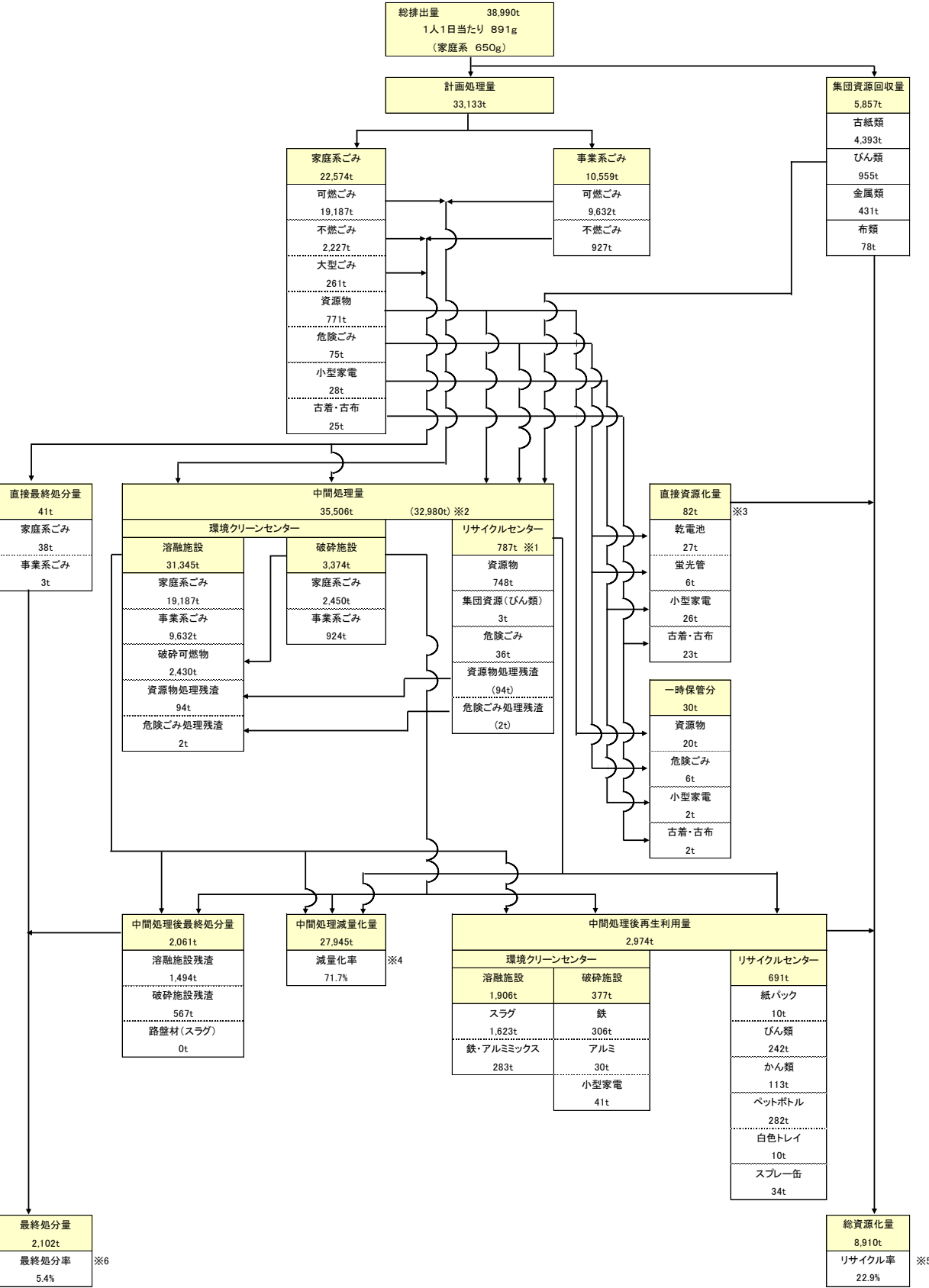
燃やせるごみ、燃やせないごみ及び大型ごみは、環境クリーンセンターで処理を行い、資源物を取り出して資源化業者に売却し、処理残渣は最終処分場に埋め立てます。

資源物は、リサイクルセンターで処理を行い、資源化業者に売却又は容器包装リサイクル協会に委託して資源化し、処理残渣は環境クリーンセンターで処理されています。

危険ごみは、種類に応じてリサイクルセンターでの処理や再生業者への処理委託により資源化しています。

また、小型家電と古着・古布は、保管施設（旧し尿処理場）で選別し、資源化業者に売却しています。

ごみ処理フロー図（令和元年度実績）



※1 リサイクルセンターの中間処理量には()書き数値は含まれない
※2 中間処理量()書き数値には破碎可燃物、資源物処理残渣、危険ごみ処理残渣は含まない
※3 直接資源化量 : 市中間処理施設での処理を経ず再生業者等により処理される量
※4 減量化率 : 中間処理量の※2の数値を総排出量で除した値
※5 リサイクル率 : 総資源化量を総排出量で除した値
※6 最終処分率 : 最終処分量を総排出量で除した値

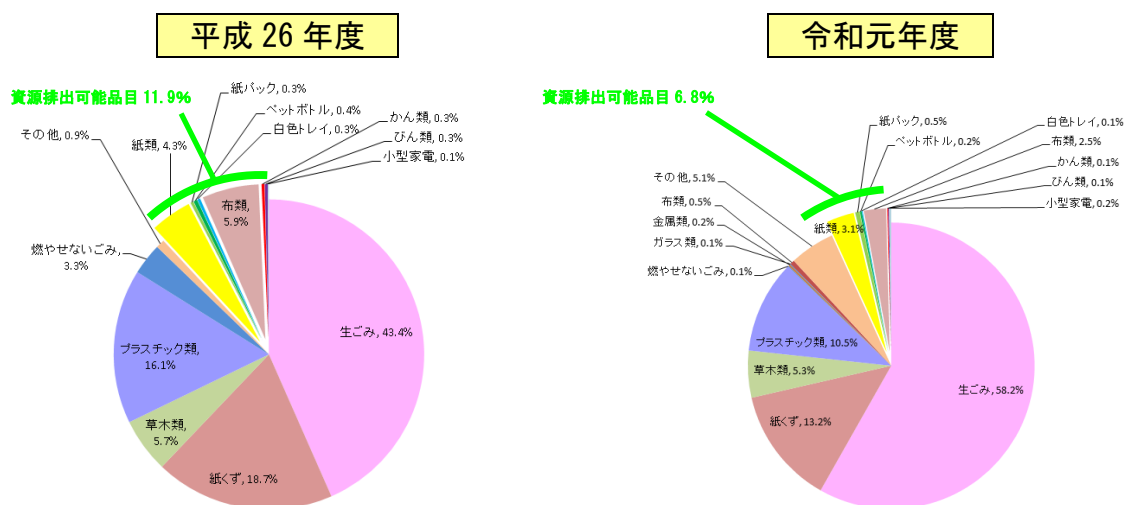
4 ごみの組成

ごみの組成は、家庭系ごみは毎年ごみステーションからサンプリングして調査し、事業系ごみはごみ処理基本計画策定に併せて、環境クリーンセンターに搬入する許可業者の収集車両からサンプリングして調査しています。

(1) 家庭系ごみ

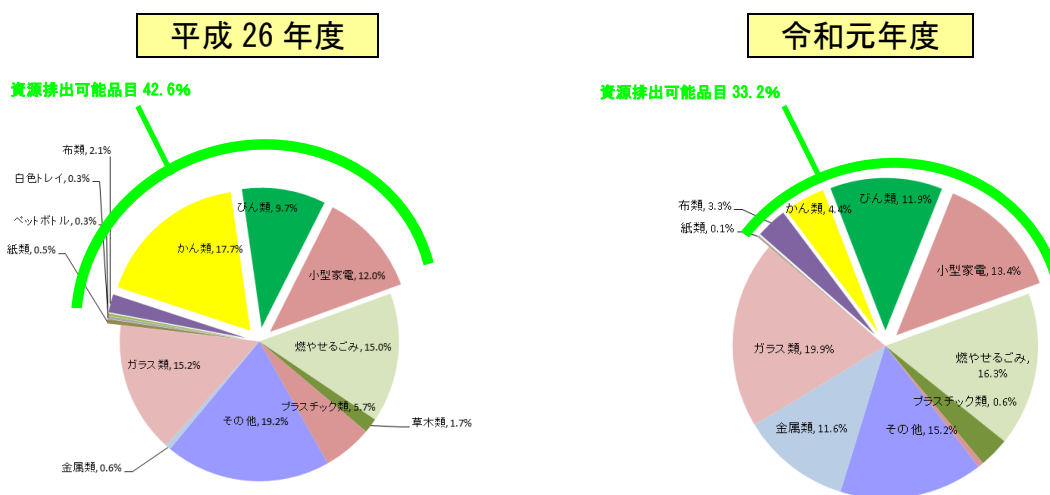
① 燃やせるごみの組成

組成の特徴は、平成 26 年度と比較すると、令和元年度では、資源排出可能品目が 5.1%減少し、生ごみが 14.8%増加しています。



② 燃やせないごみの組成

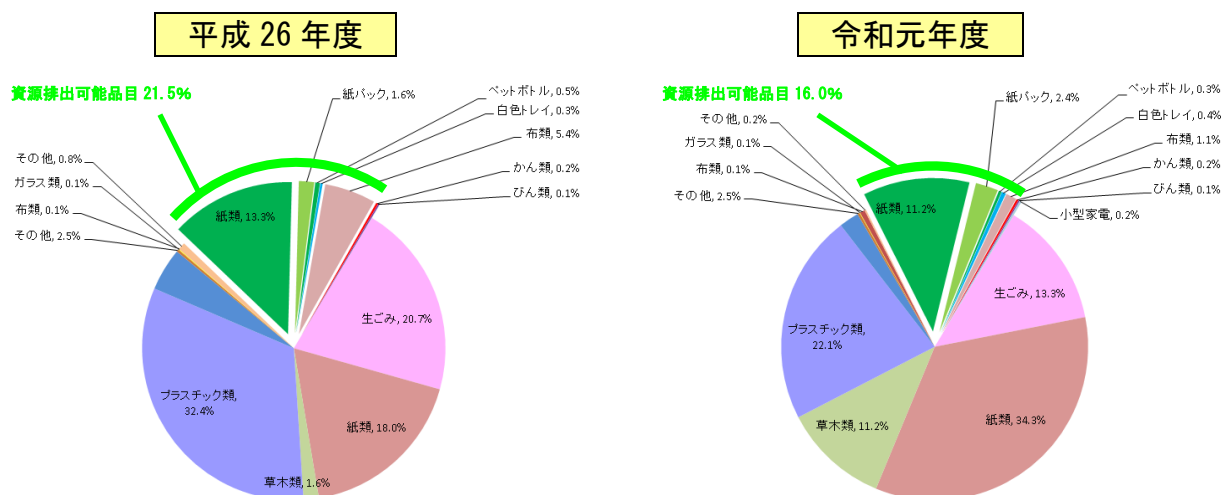
組成の特徴は、平成 26 年度と比較すると、平成 30 年度では、資源排出可能品目が 9.4%減少しています。



(2) 事業系ごみ

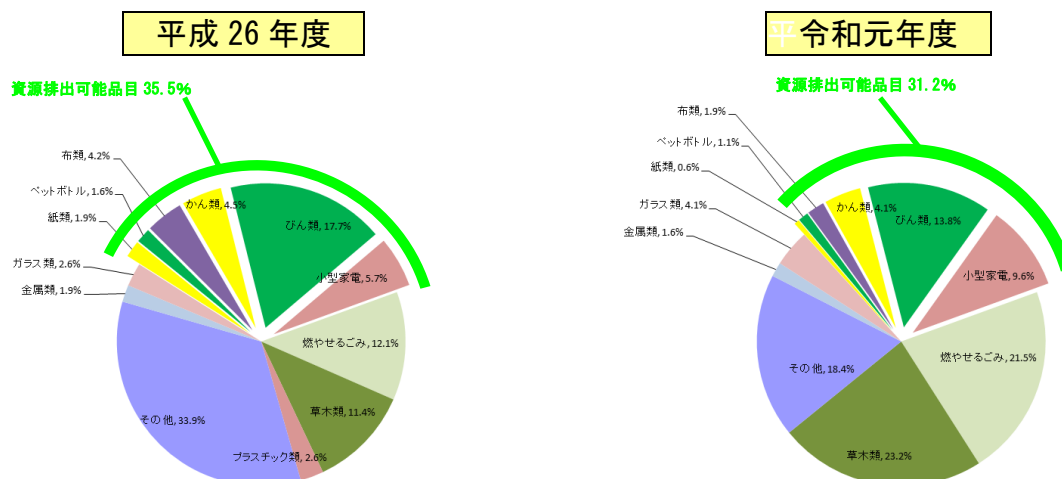
① 燃やせるごみの組成

組成の特徴は、平成 26 年度※と比較すると、令和元年度では、資源排出可能品目が 5.5%減少し、また、生ごみの割合も 7.4%減少しています。



② 燃やせないごみの組成

組成の特徴は、平成 26 年度※と比較すると、令和元年度では、資源排出可能品目が 4.3%減少しています。



※ 前計画の事業系ごみ組成分析の資源排出可能品目の算出では、燃やせるごみに含まれるびん類等の不燃系資源物や燃やせないごみに含まれる紙類等の可燃系資源物を除いていましたが、本計画では、家庭系ごみの組成分析と同じ方法で算出しています。

第 2 節 ごみ処理施設・最終処分場

1 中間処理施設

(1) 環境クリーンセンター

環境クリーンセンターは、本市北西部の八幡地区に位置し、平成 14 年 12 月の稼働から令和 2 年 12 月で 18 年が経過します。

当施設は、ごみ焼却施設に不燃・粗大ごみ処理施設を併設し、燃やせるごみと燃やせないごみ（大型ごみを含む）の中間処理を行っており、ごみ処理の中核をなしています。

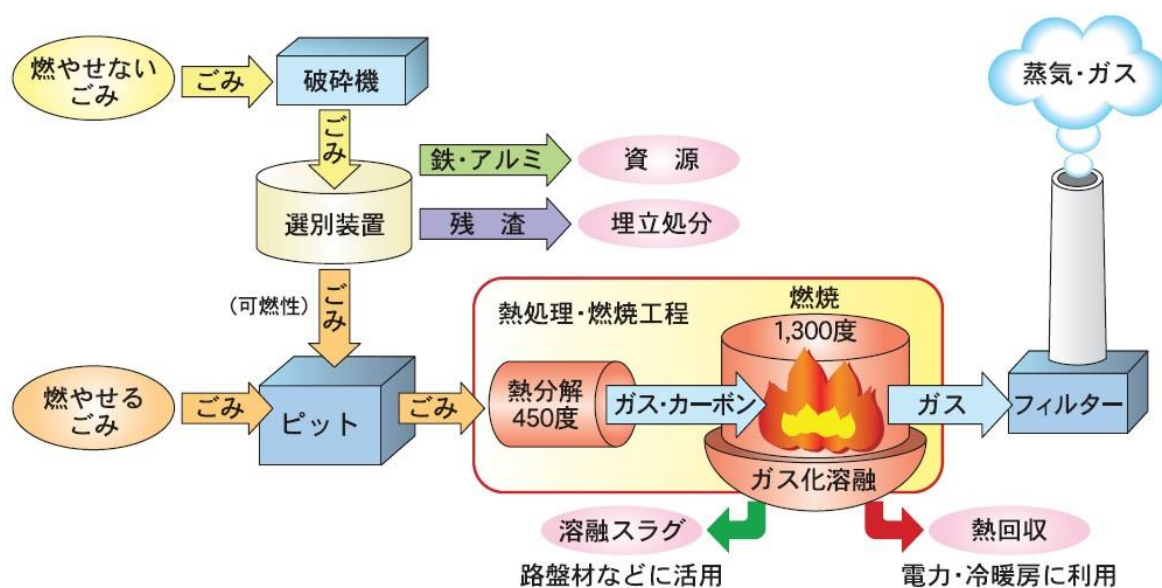
当施設の特徴は、燃やせるごみと可燃性の燃やせないごみを直接焼却するのではなく、熱分解した後、1,300℃の高温で燃焼溶融することにより、ダイオキシン類の発生を抑制し、環境負荷を低く抑えるとともに、処理過程で発生する熱エネルギーは、施設の冷暖房や電力を賄うための発電に活用するなど、サーマルリサイクルを行っています。

また、ごみに含まれる鉄類・アルミ類は回収し、燃焼溶融後の灰分はスラグとして路盤材に利用するなど、最終処分場への埋め立て量を最小限としています。

《環境クリーンセンターの概要》

所在地	江別市八幡 122 番地
使用開始	平成 14 年 12 月 1 日
炉形式	キルン式ガス化燃焼溶融方式
処理対象物と処理能力	燃やせるごみ 140 トン/日 (70 トン/日×2 炉) 燃やせないごみ 35 トン/日 (5 h/日)
発電能力	最大 1,980 kW
リサイクル	鉄、アルミ、溶融スラグ
環境負荷 排ガス等排出目標値	ダイオキシン類 0.05 ng-TEQ/Nm ³ 以下 ばいじん 0.01 g/Nm ³ 以下 硫黄酸化物 K 値=3 以下 塩化水素 100 mg/Nm ³ 以下 窒素酸化物 50 cm ³ /Nm ³ 以下 一酸化炭素 30 ppm 以下 全水銀 50 μg/Nm ³ 以下
建設費	7,298,593 千円 (平成 12~14 年度)

《環境クリーンセンターのごみ処理工程》



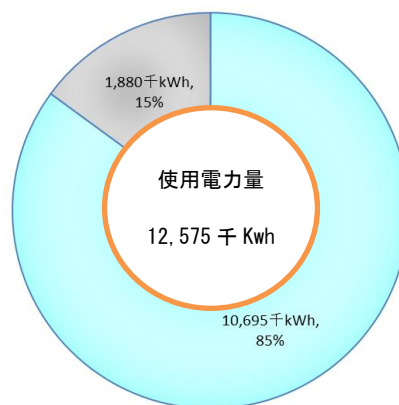
《環境クリーンセンターのダイオキシン類測定値と発電の状況》

ダイオキシン類の測定値については、稼働からこれまで法定基準値より厳しい施設管理基準値を大きく下回っています。

また、発電状況では、令和元年度は環境クリーンセンターの年間使用電力の約 85%を賄っており、その発電量は、家庭で 1 年間に使用する電力*の約 3, 800 戸分にもなります。

区 分	法定基準値	令和元年度
	施設管理基準値	
1 号 炉	1.0	0.0049
	0.05	
2 号 炉	1.0	0.0018
	0.05	

ダイオキシン類測定値
(単位 : ng-TEQ/ N m³)



使用電力量内訳
(令和元年度実績)

※ 家庭で 1 年間に使用する電力量 約 3, 300kWh

(北海道消費者協会 平成 30 年度北海道家庭用エネルギー消費実態調査報告書)

（２）リサイクルセンター

リサイクルセンターは、本市工業町に位置し、平成 12 年 3 月の稼働から令和 2 年 3 月で 20 年が経過します。

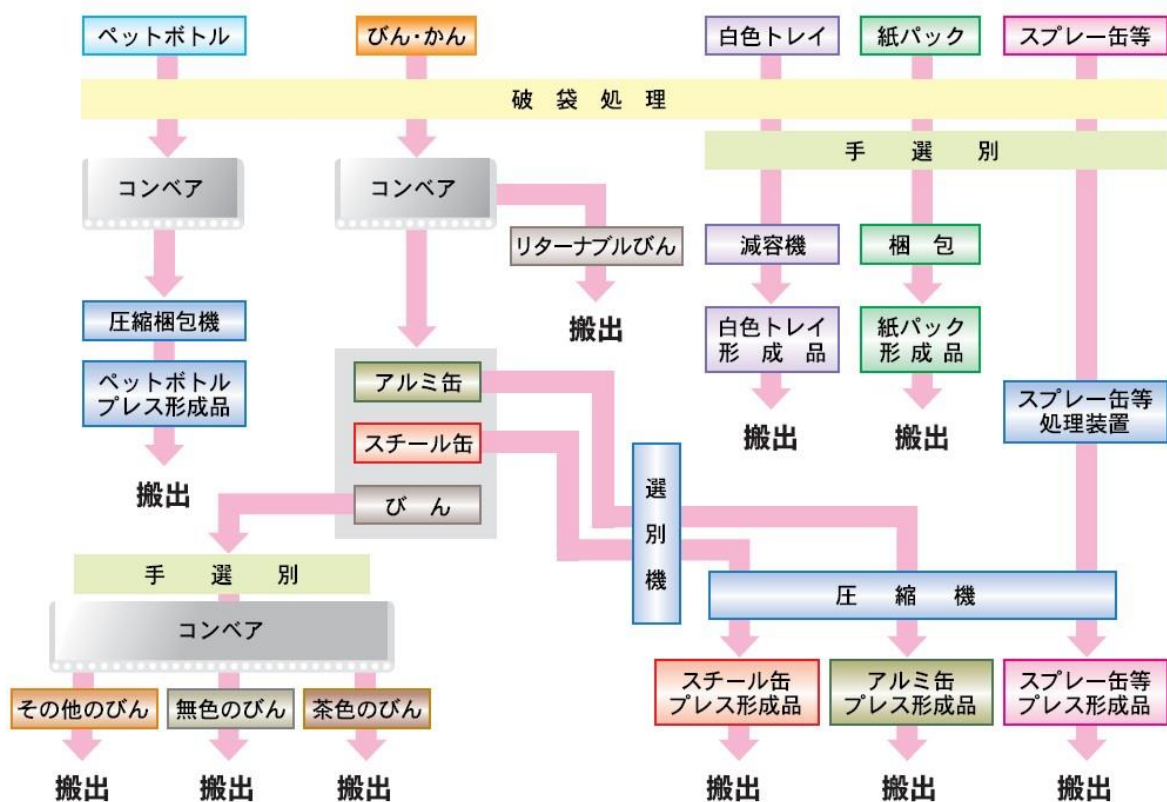
当施設では、資源物のほか、危険ごみとして収集したスプレー缶等の中間処理を行っています。

また、処理方法は、種類に応じて選別、圧縮、減容、梱包を行っています。

《リサイクルセンターの概要》

所 在 地	江別市工業町 14 番地 1
使 用 開 始	平成 12 年 3 月 22 日
処 理 能 力	18.5 トン/日
処 理 対 象 物	びん類、かん類、ペットボトル、紙パック、 白色トレイ、スプレー缶等
建 設 費	446,250 千円

《資源物等の処理工程》



2 最終処分場

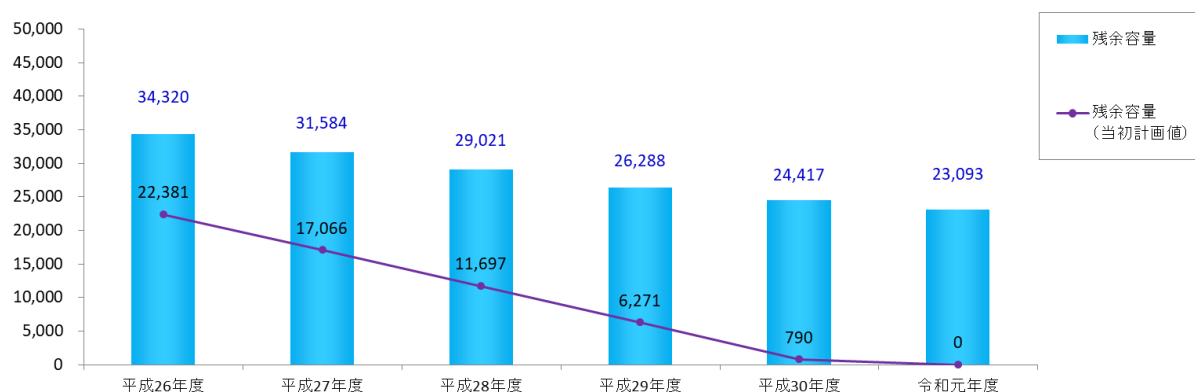
江別市一般廃棄物最終処分場（管理型最終処分場）

当処分場は、環境クリーンセンターの建設に併せて隣地に設置し、平成 16 年 6 月の埋め立て開始から令和 2 年 6 月で 16 年が経過します。

当初の計画埋立期間は、平成 30 年度までの 15 年間としていましたが、これまで、ごみの減量化や資源化を進めてきたほか、直接処分場に埋め立てるごみを必要最小限としてきたことから、延命化が図られ、令和元年年度末の残余容量※は 23,093 m³ (30%) あります。

《最終処分場の概要》

所 在 地	江別市八幡 122 番地
供 用 開 始	平成 16 年 6 月 1 日
敷 地 面 積	68,300 m ²
埋 立 面 積	34,000 m ²
埋 立 容 量	78,000 m ³
汚 水 処 理 施 設	汚水処理方法：汚水を生物処理や消毒により安全な基準以下に処理 汚泥処理方法：汚泥物は遠心脱水等で水分を除去した上で焼却処理 処 理 能 力：85 m³/日
建 設 費	1,684,665 千円（平成 14～15 年度）



最終処分場の残余容量の推移 (m³)

※ 最終処分場の残余容量は、測量した値から、処分場内に敷設してあるガス抜き管等の容積を除いた値です。

第 3 節 ごみの排出・処理の状況

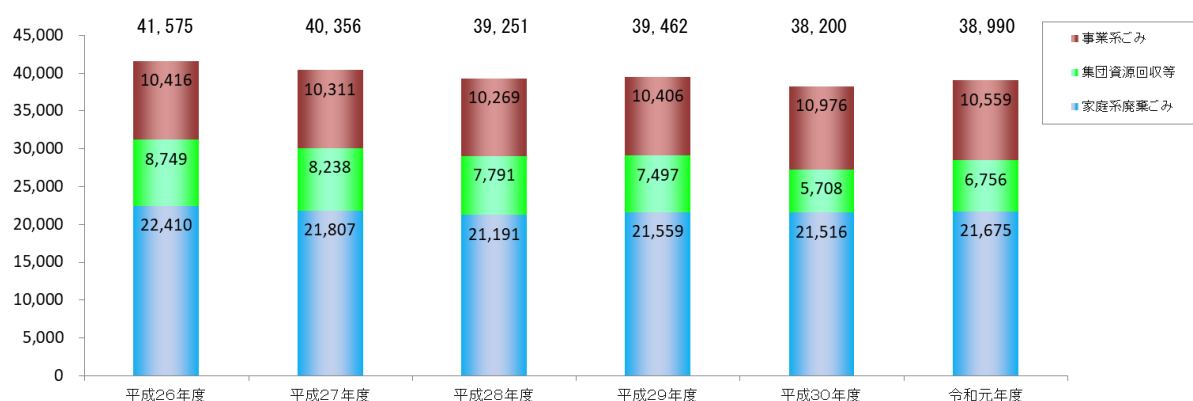
1 ごみの排出状況

(1) ごみ総排出量の推移

ごみ排出量は、事業系ごみは横ばいで推移しており、特に平成 30 年度は北海道胆振東部地震に伴う公費解体ごみや停電に伴う食品系の事業ごみが加わっています。

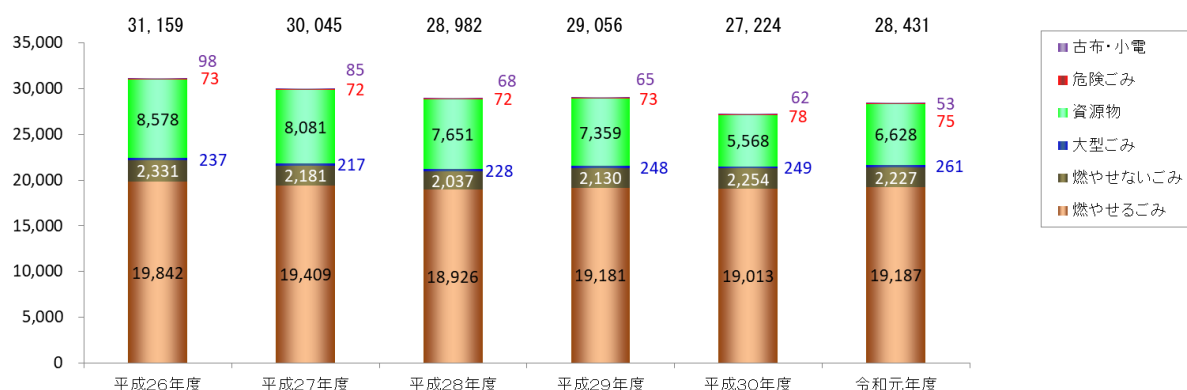
また、家庭系廃棄ごみも横ばいで推移していますが、集団資源回収等は減少しています。

なお、平成 30 年度の集団資源回収等が大きく減少した要因は、本市の資源回収奨励事業の制度変更※に伴い、集団資源回収量が 9 か月分となったことによるものです。



ごみ総排出量の推移 (t)

※ 本市の資源回収奨励事業は、自治会やPTA など、地域の団体が取り組む集団資源回収に対し、回収量に応じて 1 kg あたり 3 円の奨励金を交付するもので、平成 30 年度から奨励金の交付対象期間を年度（4 月～3 月）から暦年（1 月～12 月）に変更しています。



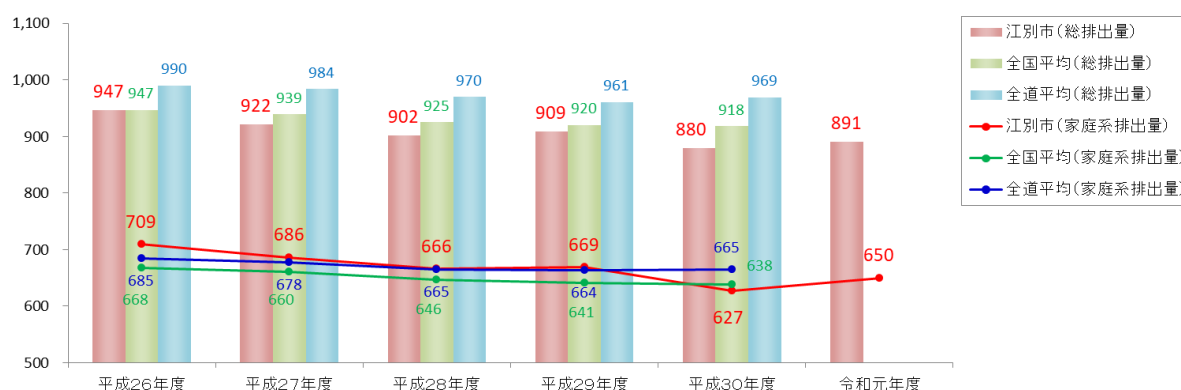
家庭系ごみ排出量の推移 (t)

(2) 1人1日当たりのごみ排出量※の比較

1人1日当たりのごみ排出量は、総排出量では、平成27年度以降、全国・全道平均を下回っています。

一方、家庭系排出量では、平成29年度まで全国・全道平均を僅かに上回っています。

なお、平成30年度は、本市の集団資源回収の制度変更に伴い、資源回収量が大きく減少しているため、全国・全道平均と比較することはできません。



1人1日当たりのごみ排出量の比較 (g)

※ 1人1日当たりのごみ排出量は、排出量を年間日数と人口で除して算出するもので、前計画では、年度末住民基本台帳登録人口を使用していましたが、本計画では、国（環境省）の算出方法と同じ10月1日現在の住民基本台帳登録人口を使用しています。

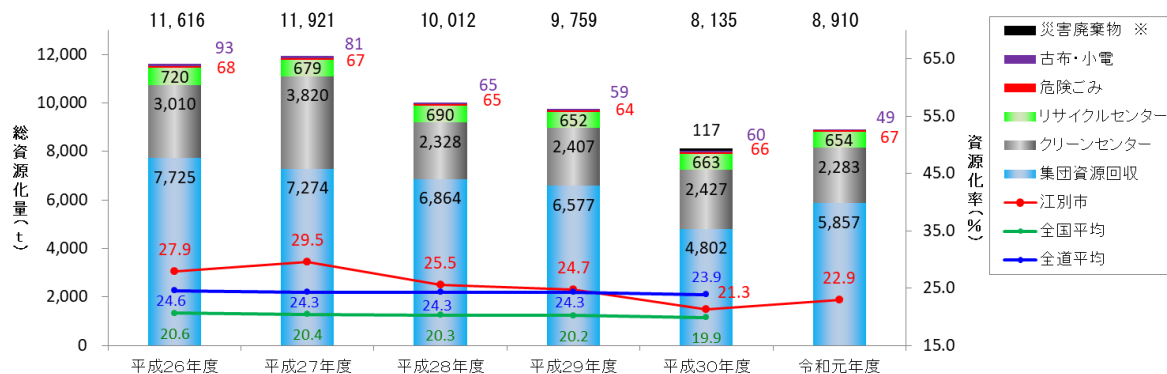
$$\text{算式} = \frac{\text{排出量}}{\text{年間日数} \times \text{人口}}$$

2 資源化の状況

(1) 総資源化量の推移と資源化率（リサイクル率）の比較

総資源化量は、集団資源回収量の減少に伴い、減少傾向で推移していますが、資源化率は、平成29年度まで全国・全道平均を上回っています。

なお、平成30年度は、前述と同じく、全国・全道平均と比較することはできません。



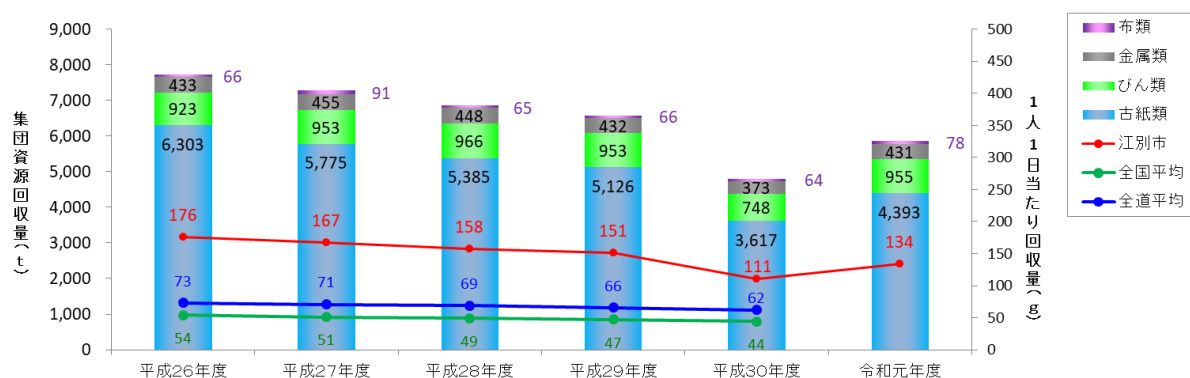
資源化量の推移（詳細：資料編）及び資源化率の比較

※ 災害廃棄物は、北海道胆振東部地震に伴い全壊した住家を、市が公費解体した際に発生した木くずやがれきを民間処理業者に処理委託して燃料チップや再生骨材にリサイクルした量です。

(2) 集団資源回収量の推移と1人1日当たり回収量の比較

集団資源回収量は、古紙類の減少に伴い、年々減少していますが、1人1日当たりの回収量は、全国・全道平均を大きく上回っており、集団資源回収に対する市民の意識の高さがうかがえます。

なお、平成30年度は、前述と同じく、全国・全道平均と比較することはできません。



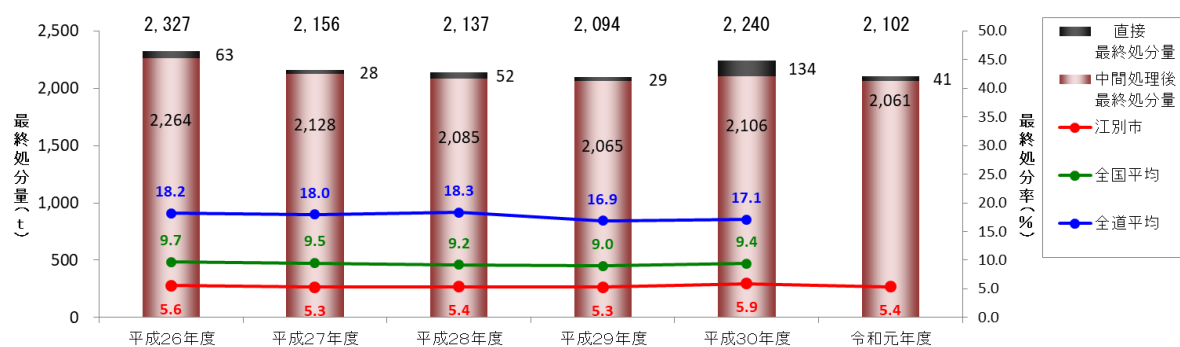
集団資源回収量の推移と1人1日当たり回収量の比較

3 最終処分状況

最終処分量は、毎年度約2千百トンで推移しており、埋め立てられているものは、環境クリーンセンターでの中間処理後の残渣が約97%を占めています。

また、最終処分率※は、6%未満で推移しており、全国・全道平均を下回っています。

なお、平成30年度は災害廃棄物の処理に伴い、直接最終処分量が多くなっています。



最終処分量の推移と最終処分率の比較

※ 最終処分率は、最終処分量を総排出量で除して算出します。

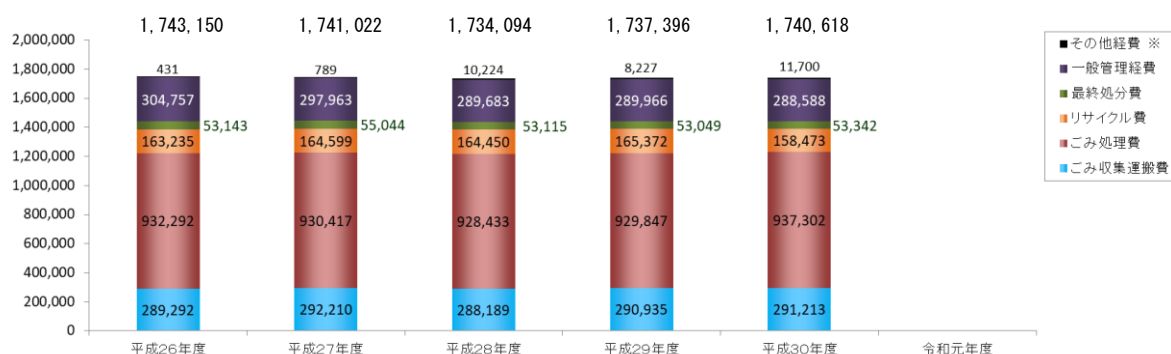
第 4 節 ごみ処理等の収支

1 ごみ処理等にかかる費用の推移 《決算後確定》

ごみ処理等にかかる費用は、平成 30 年度は災害廃棄物の処理費、令和元年度は消費税増税に伴い増加しています。

なお、平成 29 年度までは、ごみ処理費と最終処分費は、ごみの減量化に伴い変動費※が減って、減少傾向で推移しています。

一方、ごみ収集運搬費は、収集運搬に要する距離や車両等の体制がごみ量によって大きく変わらないため、横ばい状態で推移しています。

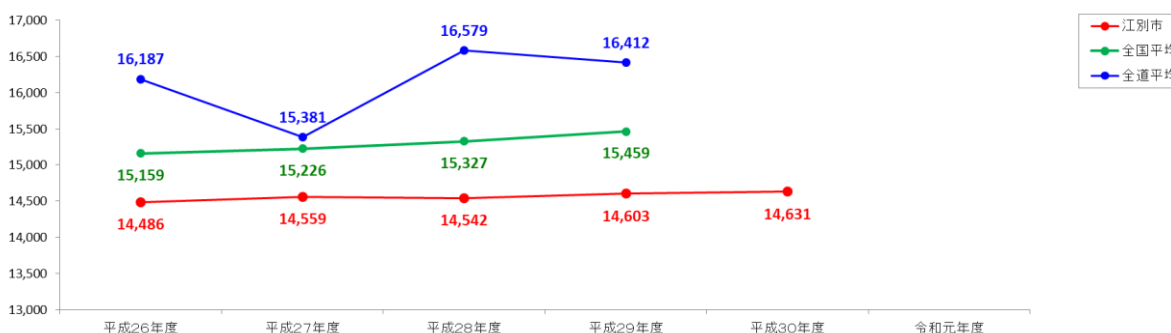


ごみ処理等にかかる費用の推移（千円）

※ 変動費は、環境クリーンセンターと最終処分場の長期包括委託費のうち、ごみ処理・処分量に応じた委託費で、単価は 1 t 当たり 2,602 円（税抜）です。

※ その他経費は、PCB（電気設備の絶縁油として使用されていたポリ塩化ビフェニル）の処理など、直接ごみ処理に関係しない費用や計量器等の設備更新に伴う資本的支出となっています。

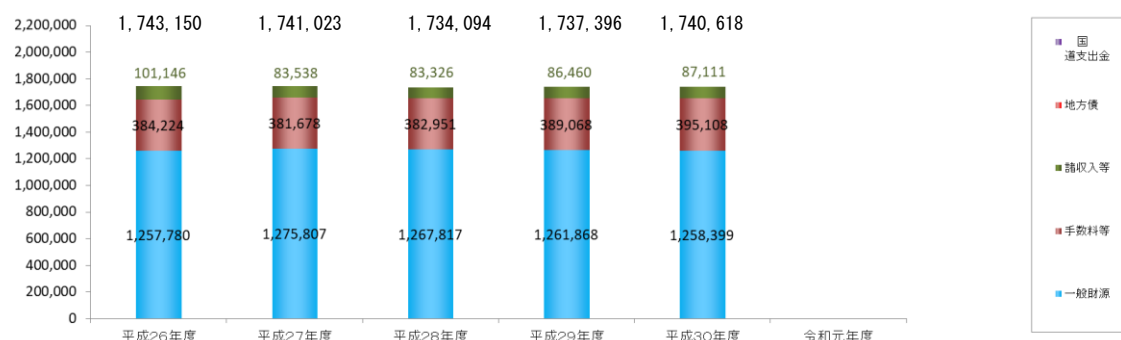
1 人当たりのごみ処理等にかかる費用は、全国・全道平均を下回っています。



1 人当たりのごみ処理等にかかる費用の比較（円）

2 ごみ処理等の財源の推移 《決算後確定》

ごみ処理等の財源は、一般財源で約 73%を補っており、ごみ処理手数料などの独自財源（特定財源）は、資源物売却収入や他団体負担金*などの諸収入を合わせて約 27%です。



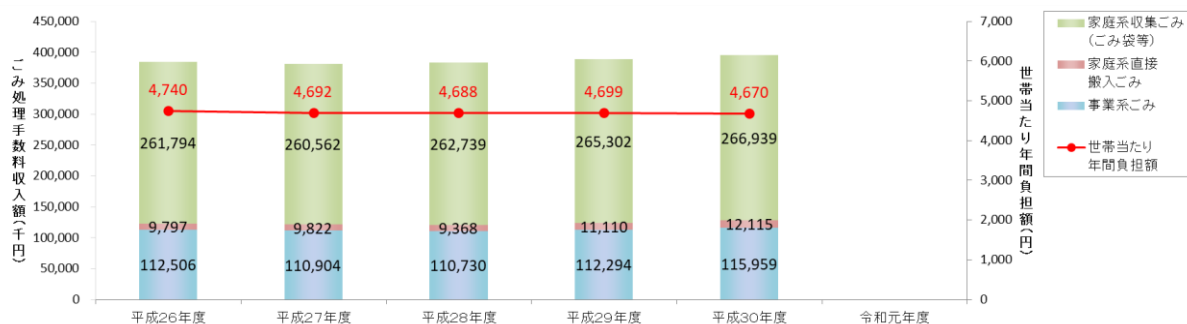
ごみ処理等に充てられる財源の推移（千円）

※ 他団体負担金は、本市に隣接する新篠津村の一般廃棄物を、環境クリーンセンターで処理する際の受託収入で、年間約 3 千万円となっています。

3 ごみ処理手数料 《決算後確定》

ごみ処理手数料（7 ページ参照）は、指定ごみ袋、ごみ処理券、大型ごみシールの販売収入と環境クリーンセンターへの搬入手数料（家庭系：90 円/10 kg、事業系：110 円/10 kg）があり、指定ごみ袋等の販売収入は、ごみ処理手数料の約 7 割を占めています。

また、各家庭で使用する指定ごみ袋等の負担額は、1 世帯当たり年間約 4 千 7 百円で推移しています。



ごみ処理手数料収入額等の推移

第 5 節 前計画の状況

1 基本目標の達成状況

目標年度を平成 32 年度（令和 2 年度）とする前計画では、環境負荷の軽減に向け、ごみの排出者となり得る全ての者が、それぞれの立場で必要な取り組みを進め、資源循環の社会をつくりあげるため、基本目標を「市民・事業者・行政の協働による循環型社会の形成」としています。

また、基本目標の達成に向け、「環境」・「社会」・「経済」の 3 つの視点から「3 R の推進」、「適正なごみ処理の確保」、「市民視点に立ったごみ処理システムの構築」、「経済的・効率的なごみ処理の推進」という 4 つの基本方針の下に、34 の施策を掲げ、更に中間目標年度である平成 27 年度には、それまでの施策の取り組み状況などを踏まえ、26 の施策に見直しました。

これらの施策を進めた結果、「市民」、「事業者」、「行政」の 3 者の協働により、ごみの減量化や市民サービスの向上のほか、ごみの適正処理と効率化が進められています。

2 施策の主な取り組み状況

基本方針	施策	主な取り組み			
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
基本方針 1 3Rの推進	1-1) 発生・排出抑制の啓発・支援	30・10運動啓発		マイカップ・マイボトル持参運動啓発	
	1-2) 広報機能の充実	ごみ出しアプリ公開	ごみ出しアプリ検索機能追加		
	1-3) 環境教育(学習)の推進	買い物ゲーム・リサイクル教室(継続)			
	1-4) 市民団体等との協働	外国語版分別の手引き作成(大学連携)	食品ロス削減等の15秒CM作成(大学連携)		
	1-5) 生ごみ減量化の推進	食材使いきり・冷蔵庫収納講習会開催			
	1-6) リサイクルバンクの運営				開館日見直し
	1-7) 集団資源回収の推進			奨励金制度変更(交付対象期間見直し)	
	1-8) 資源物収集の品目拡大の検討				小型充電式電池収集
	1-9) グリーン購入の推進	※推進(継続)			
	1-10) 事業系食品残渣再利用の推進	給食残渣飼料化試験(民間) 事業系食品残渣堆肥化試験(民間)		事業系食品残渣堆肥化施設稼働(民間)	給食残渣飼料化実施(民間)
	1-11) 古着・古布及び小型家電の拠点回収	回収(継続)	東京オリンピック等メダルプロジェクト参加		

基本方針	施策	主な取り組み			
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
基本方針 2 適正なごみ処理の確保	2-1) 安全・安心なごみ処理体制の確保	モニタリング(継続)			
	2-2) 民間処分業者の活用	事業系食品残渣処理業許可		事業系食品残渣処理業許可	
	2-3) 在宅医療廃棄物の適正処理	啓発(継続)			
	2-4) 地域生活環境の保全	4大学ごみ出しルール説明会開催			
	2-5) 事業系ごみの適正処理	啓発(継続)			
	2-6) 大規模災害時のごみ処理体制の確保			災害廃棄物処理計画策定	災害廃棄物処理等の協定
基本方針 3	3-1) ごみ処理手数料の減免拡大			減免対象範囲拡大	先進地視察
市民の視点に立ったごみ処理システムの構築	3-2) ごみ出し困難者に対する収集方法の検討	検討(継続)			先進地視察
	3-3) 燃やせるごみの早期収集	検討(継続)			
基本方針 4 経済的・効率的なごみ処理の推進	4-1) 施設の維持管理の推進		環境クリーンセンター延命化方針決定		
	4-2) ごみ処理業務の委託拡大	検討(継続)			
	4-3) 環境クリーンセンター処理手数料の検討				家庭系ごみ直接搬入・事業系ごみ手数料改定(令和2年10月施行)
	4-4) 広報誌等への有料広告掲載の募集		分別の手引き広告枠拡大 分別の手引き発行間隔延長		
	4-5) 新しいコスト計算手法の導入研究	研究(継続)			
	4-6) 収集手法・収集区分等の検証	検証(継続)			

《主な取り組みの説明》

- さんまる いちまる 30・10運動
宴会で乾杯後30分は食事を楽しみ、終了10分前に席に戻って再度食事を楽しむことで、食品ロスを削減する取り組み
- マイカップマイボトル運動
マイカップ等を利用することで、使い捨てプラスチック容器を削減する取り組み
- ごみ出しアプリ
スマートフォン等を利用して、収集日や分別を検索できるアプリ
- 買い物ゲーム
小学生を対象として、料理(カレーライス)の食材購入に伴う包装容器等にかかるごみの処理費等をゲーム方式で学びリサイクル教室(日本リサイクルネットワークえべつ主催)
- 外国語版分別の手引き
英語版・中国語版の分別の手引きの作成(北翔大学と連携)
- 食品ロス削減等の15秒CM
「ゴミ侍編(食品ロス削減)」・「生ごみ水切り編」の作成(北海道情報大学と連携)
※15秒CMは、市ホームページで公開中

- 食材使いきり・冷蔵庫収納講習会
食材を無駄なく使う方法や、冷蔵庫での上手な保存方法を学ぶ講習会
- 小型充電式電池収集
リチウムイオン電池やモバイルバッテリー等を危険ごみで収集して資源化する取り組み
- 給食残渣飼料化試験
市給食センターの給食残渣を民間事業者が飼料化する取り組み(平成 31 年 4 月から民間で事業化)
- 事業系食品残渣堆肥化施設
民間事業者による堆肥化施設で平成 30 年 10 月から稼働(処理能力:3 t/日)
- 東京オリンピックメダルプロジェクト
小型電子機器に含まれる貴金属から 2020 年東京オリンピック・パラリンピックの表彰メダルを作るプロジェクト
- 事業系食品残渣処理業許可
民間事業者に対し、事業系食品残渣の飼料化・堆肥化に必要な一般廃棄物処分業の許可の付与
- 4 大学ごみ出しルール説明会
市内 4 大学(札幌学院大学、北翔大学、北海道情報大学、酪農学園大学)の新入生向けガイダンス(4 月)でごみ出しルールを説明
- 災害廃棄物処理計画
大規模災害時の災害ごみの処理方法等を示した計画を策定(平成 31 年 3 月策定)
- 災害廃棄物処理等の協定
民間事業者と災害時の廃棄物の仮置きと処理に関する協定を締結(令和 2 年 3 月)
- 環境クリーンセンター延命化方針
環境クリーンセンターは、令和 4 年度で一般廃棄物処理施設の耐用年数とされる 20 年が経過することから、基幹改良工事を行い、令和 18 年度まで延命化する方針を決定(平成 30 年 3 月)
- 家庭系ごみ直接搬入・事業系ごみ処理手数料改定
前計画に基づき、市全体の使用料・手数料の見直しにあわせ、家庭系ごみ処理手数料直接搬入分を 10 kg あたり 90 円から 150 円に、事業系ごみ処理手数料を 10 kg あたり 110 円から 200 円に改定。
ただし、激変緩和措置として令和 4 年 9 月末までは、家庭系ごみ直接搬入分は 10 kg あたり 120 円、事業系ごみは 10 kg あたり 150 円とした。
- 分別の手引き発行間隔延長
平成 22 年度から隔年発行していた分別の手引きを、平成 29 年度から一般廃棄物処理基本計画の策定にあわせて発行することとした。(次回発行:令和 3 年 10 月予定)

3 目標値と実績値※の比較

(1) 排出抑制の比較

前計画では、平成32年度（令和2年度）の排出抑制の目標値は、1人1日当たりの家庭系廃棄物排出量を465g以下に減量するとともに、集団資源回収等の回収量を230g以上に増やすほか、事業系ごみの年間排出量を9,060t以下に減量することで、1人1日当たりのごみ総排出量を910g以下に減量することとしています。

目標値と令和元年度の実績値を比較すると、1人1日当たりの家庭系廃棄物排出量は9.6%上回っており、集団資源回収等の回収量は43.7%下回っているほか、事業系ごみの年間排出が14.2%上回っていますが、1人1日当たりのごみ総排出量は、目標値の910gと比べ、19g（2.1%）下回りました。

この結果、現状では、総排出量の目標値の達成は可能な状況です。

区 分		平成26年度 (基準年度)	令和元年度 (実績値)	平成32年度(令和2年度) (目標年度)			達成状況
				目標値	令和元年度比較		
					増減	増減率	
年間排出量	総排出量※	41,575t	38,990t	38,360t	630t	1.6%	未達成
	家庭系ごみ	31,159t	28,431t	29,300t	-869t	-3.1%	達成
	家庭系廃棄ごみ	22,410t	21,675t	19,590t	2,085t	9.6%	未達成
	集団資源回収等	8,749t	6,756t	9,710t	-2,954t	-43.7%	未達成
	事業系ごみ	10,416t	10,559t	9,060t	1,499t	14.2%	未達成
1人1日当たり	総排出量※	947g	891g	910g	-19g	-2.1%	達成
	家庭系ごみ	709g	650g	695g	-45g	-6.9%	達成
	家庭系廃棄ごみ	510g	496g	465g	31g	6.3%	未達成
	集団資源回収等	199g	154g	230g	-76g	-49.4%	未達成

※ 総排出量は、家庭系ごみと事業系ごみの合計で、家庭系ごみには、家庭系廃棄ごみ（燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ）に集団資源回収等（資源物、危険ごみ、古着・古布、小型家電、集団資源回収）が含まれており、本市の排出抑制の目標値は、人口の増減による影響を大きく受けない1人1日当たりのごみ排出量を用いています。

（２）資源化の比較

前計画では、平成 32 年度（令和 2 年度）の資源化の目標値は、廃棄ごみの減量及び分別の徹底による資源化量の増加により、資源化率（リサイクル率）を 33%以上としています
が、令和元年度における資源化率は 22.9%で、目標値を 10.1 ポイント下回っています。

この結果、現状では、資源化の目標値の達成は難しい状況です。

区 分	平成26年度 (基準年度)	令和元年度 (実績値)	平成32年度(令和2年度) (目標年度)			達成状況
			目標値	令和元年度比較		
				増減	増減率	
資源化量	11,616t	8,910t	12,510t	△ 3,600t	△ 40.4%	未達成
資源化率 (リサイクル率)	27.9%	22.9%	33%	△10.1ポイント	—	未達成

（３）最終処分と比較

前計画では、最終処分の目標値は、埋立終了予定時期を平成 30 年度から 5 年以上延長させることとしています。

令和元年度の残余容量[※]は 23, 093 m³あることから、単年度埋立量から推計すると、埋立終了時期は令和 6 年以降になる見込みです。

この結果、現状では、最終処分の目標値の達成は可能な状況です。

区 分	平成26年度 （基準年度）	令和元年度 （実績値）	平成32年度（令和2年度） （目標年度）	達成状況
			目標値	
単年度埋立量	4,087m ³	2,767m ³	3,571m ³	達成
残余容量 （測量値）	34,320m ³	23,093m ³	13,303m ³	達成
（参考） 当初計画残余容量	22,381m ³	—	—	—

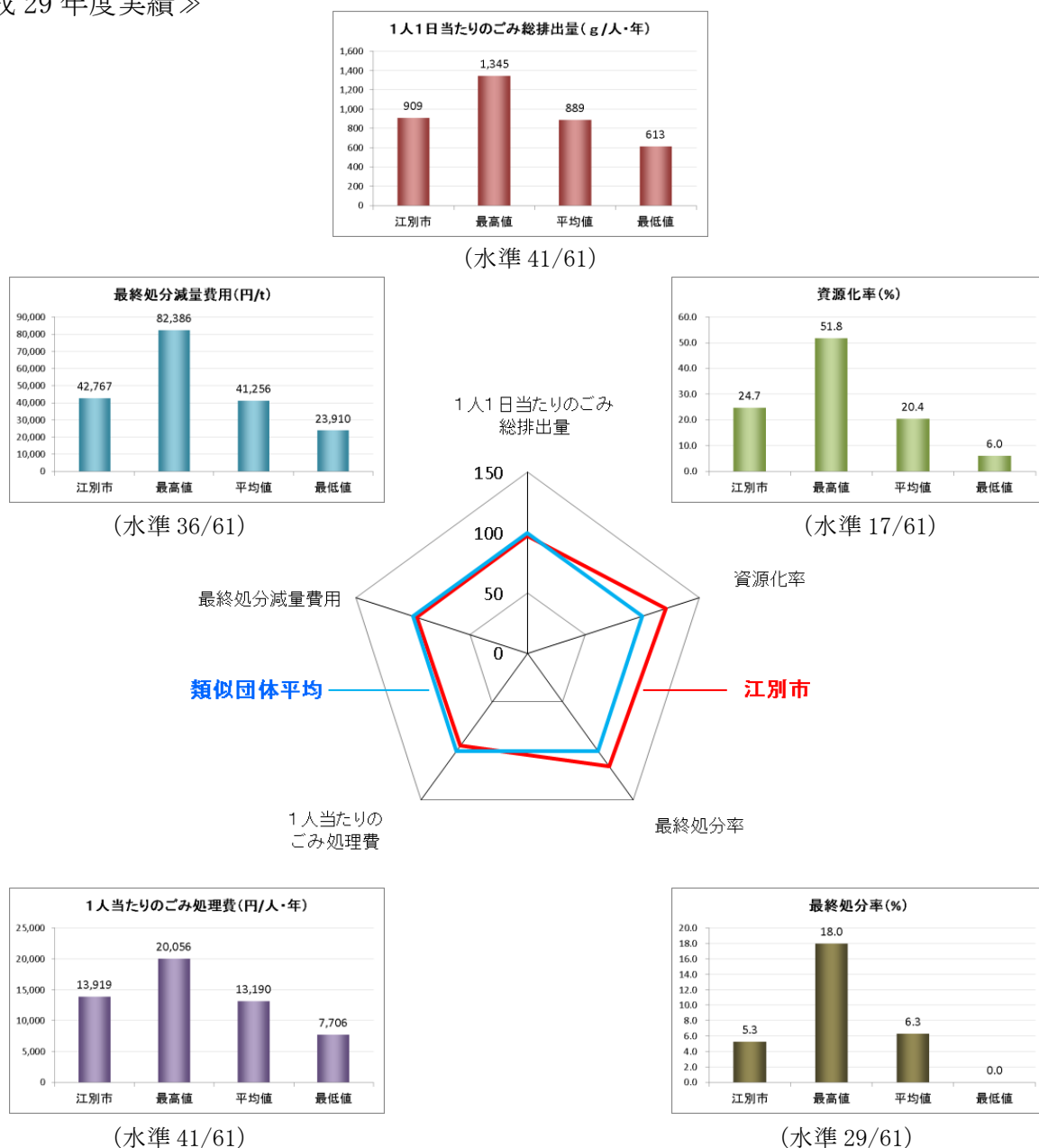
【再掲】残余容量は、測量値から、処分場内に敷設してあるガス抜き管等の容積を除いた値です

4 ごみ処理の水準

本市のごみ処理の水準は、1人1日当たりのごみ排出量など、5つの指標を類似団体※（61自治体）と比較することができます。

本市の水準は、次のレーダーチャート※のとおりで、値が大きいほど優れていることを表しており、平成29年度は、資源化率と最終処分率が、類似団体の平均を上回りました。

《平成29年度実績》



※ 類似団体は、人口規模や産業構造が本市と類似する自治体で、平成29年度は61自治体あります。

※ レーダーチャートは、類似団体の平均値を100としたときの本市の水準を示す値（偏差値）で、環境省が毎年実施する一般廃棄物処理事業実態調査に基づき公表しており、ここでは、令和元年度に公表されている値（平成29年度実績）を掲載しています。

5 市民・事業者の動向

これまで実施してきた施策の検証には、市民や事業者のごみ処理の実態や動向等も必要なことから、本計画を策定するにあたり令和元年度に市民アンケートと事業所アンケートを実施しています。

調査の内容と結果は次のとおりです。

(1) 市民アンケート

① 調査の概要

- ・実施期間：令和元年 9 月 3 日～9 月 27 日
- ・調査対象：市民 3,000 人
- ・回答率：43.4% (1,301 人)
- ・調査項目：10 問

② 主な調査結果（詳細：資料編）

➤ ごみ問題への関心度について

「プラスチックごみによる海洋汚染問題」が 704 件で最も関心が高く、次に「食品ロスの問題」が 628 件と続き、3 番目に「高齢者世帯の増加により、ごみを出すことが困難な人が増えること」が 545 件となっています。

➤ リサイクルや分別に関しての考え方について

「多少手間や費用がかかってもリサイクルを推進すべき」が 413 件（32%）と最も多く、次に「多少手間がかかってもよいが、費用はできるだけかけないでリサイクルを推進すべき」が 408 件（31%）となっています。

➤ 資源物の品目拡大の要望について

「プラスチック製容器」が 343 件（26%）と最も要望が多く、次に「発泡スチロール」が 196 件（15%）となっています。

➤ 家庭でのごみの減量やリサイクルの取り組み状況について

「いつもしている」と回答のあった取り組みで、「洗剤などは詰め替えタイプを選んで買う」が 949 件と最も多く、次に「ごみと資源物の分別を徹底する」が 883 件となっています。

➤ 本市のリサイクル等の取り組みの認知度について

「知っている」と回答のあった取り組みでは、「家具をリユースするリサイクルバンク」が 576 件と最も認知度が高く、次に「生ごみ堆肥化容器の購入費助成」が 460 件となっています。

➤ ごみステーションの状況について

「よく見る」と「時々見る」を合わせた回答では、「カラスなどに荒らされてごみが散乱している」が480件と最も多く、次に「正しく分別されていない」が442件となっています。

➤ ごみの収集方式について

「現在のステーション方式がよい」は951件（73%）、「戸別収集方式にして欲しい」は157件（12%）となっています。

➤ ごみの収集回数の適否について

収集回数では、全種別で「妥当である」が最も多く、「燃やせるごみ」が1,205件（93%）、「燃やせないごみ」が1,077件（83%）、「資源物・危険ごみ」が947件（73%）となっています。

➤ ごみの収集曜日・収集時間について

「変更してほしいことはない」が976件（75%）と最も多く、次に「カラスなどにごみが荒らされないよう、早めに収集してほしい」が127件（10%）となっており、「土曜日や祝日の収集はやめてほしい」は58件（4%）となっています。

➤ 本市の清掃事業全般の満足度について

「満足している」が584件（45%）と最も多く、次に「普通」が419件（32%）、3番目に「少し満足している」が179件（14%）となっています。

（２） 事業所アンケート

① 調査の概要

- ・実施期間：令和元年8月1日～8月30日
- ・調査対象：300事業所
- ・回答率：42.7%（128事業所）
- ・調査項目：8問

② 主な調査結果（詳細：資料編）

➤ ごみの処理方法の認知度について

産業廃棄物と事業系一般廃棄物の処理方法の違いについては、「だいたい知っている」が63件（49%）と最も多く、次に「知っている」が44件（36%）となっています。

➤ 1週間当たりのごみの排出量について

全種別で「5袋未満」が最も多く、「燃やせるごみ」が46件（36%）、「燃やせないごみ」が47件（37%）、「資源物」が43件（36%）となっています。

- 1 か月当たりのごみ処理費用について
「5,000 円以下」が 39 件（30％）と最も多く、次に「100,000 円超え」が 19 件（15％）となっています。
- ごみ処理手数料に関して
「手数料改定の場合、処理費の何割の負担が妥当」の問いでは、「約 4 割（180 円/10 kg）」が 96 件（75％）と最も多く、次に「約 5 割（220 円/10 kg）」が 19 件（15％）となっています。
- ごみ・資源物の排出方法について
「可燃物」の排出方法別で最も多い回答は、「一般廃棄物として処理」では、「生ごみ、厨芥類」が 89 件（70％）、「産業廃棄物として処理」では、「ビニール袋」が 22 件（17％）、「分別して資源物として処理」では、「ダンボール」が 101 件（79％）となっています。
また、「不燃物」の排出方法別で最も多い回答は、「一般廃棄物として処理」では、「皮製品、ゴム製品、陶磁器」が 25 件（20％）、「産業廃棄物として処理」では、「蛍光管、乾電池」が 58 件（45％）、「分別して資源物として処理」では、「かん」が 92 件（72％）となっています。
- ごみの減量やリサイクルの取り組み状況について
最も多い取り組みは、「ごみと資源物の分別を徹底している」が 84 件、次に「ごみの減量やリサイクルを事業所内に呼びかけている」が 47 件となっています。
- ごみの減量やリサイクルに取り組む上での問題点について
問題点として最も多い回答は、「紙類は機密文書が多く、リサイクルが難しい」が 38 件、次に「資源物の保管場所が確保できない」が 19 件となっています。
- 本市のリサイクル等の取り組みの認知度について
ごみ・リサイクルに関して知っているものは、「食品ロスが問題となっている」が 68 件と最も多く、次に「海洋プラスチック問題」が 65 件となっています。

6 ごみ処理の課題

(1) 発生・排出抑制

国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」では、気候変動や天然資源の枯渇など、地球規模で起きる危機的な環境負荷を軽減する取り組み目標の中で、食品ロスの削減のほか、世界的なマイクロプラスチックによる海洋汚染への対策が示されており、既に各国では使い捨てプラスチック容器の削減が進められています。

しかし、ごみの発生状況は経済情勢の影響を受けることがあり、令和2年現在においては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う国内経済の停滞など、ごみの排出動向や発生量に影響が出ることが考えられます。

このような中、本市においても、様々な社会状況を注視しながら、環境負荷の軽減を図るため、ごみの発生・排出抑制について、粘り強く取り組む必要があります。

(2) 資源化（リサイクル）

ごみの資源化は重要な取り組みですが、施設の建設や設備を動かすための電力など、新たなエネルギーが消費されることから、環境負荷とのバランスが重要になります。

また、これまでプラスチックごみを資源化していた諸外国での資源ごみの禁輸に伴い、国内ではプラスチックごみが滞留するなど、問題化しています。

本市では、資源物で収集するペットボトルと白色トレイ以外の容器包装プラスチックは、環境クリーンセンターにおいてサーマルリサイクルしているため、現状では、大きな影響はありませんが、今後の資源化品目を検討する上で、環境負荷や国内外の問題などを踏まえて検討する必要があります。

(3) 市民ニーズとごみ処理の効率化

高齢者世帯が増加傾向の中、ごみ出し困難者への戸別収集は、早急に取り組まなければなりません。

また、ごみ等の収集は月曜日から土曜日までの週6日となっており、委託業者より労働環境改善に向け、土曜日収集の廃止の要望があります。

更には、農村地区からは、「燃やせるごみ」の収集回数を、現行の週1回から週2回へ増やしてほしいとの要望があります。

このような課題・要望を解決するためには、市全体の収集体制を見直す必要があります。

第 2 章 ごみ処理基本計画（案）

1 基本理念と基本方針

（１）基本理念

前章までの状況や課題などを踏まえた上で、市民が暮らしやすくいつまでも住み続けたいと思えるまちづくり、また、本市に住んでいない人でも住んでみたいと思えるようなまちづくりを進める「えべつ未来づくりビジョン（第6次江別市総合計画）」に基づき、本計画の基本理念を「協働による環境にやさしいまちづくり」とします。

協働による環境にやさしいまちづくり

（２）協働（市民、事業者、市の役割）

《市民の役割》

市民は、これまでのライフスタイルを可能な限り見直し、ごみの発生抑制（リデュース）及び再使用（リユース）の2Rを優先的に取り組むとともに、再生利用（リサイクル）を加えた3Rの促進のほか、きれいなまちづくりに努めるものとします。

《事業者の役割》

事業者は、自らの責任においてごみの減量化及び資源化の取り組みを進めるほか、生産、流通、販売等の段階で事業活動スタイルを見直すなど、市民（消費者）とともに、使い捨て容器や食品ロスの削減等に努めるものとします。

《市の役割》

市は、市民、事業者と協働によりごみの減量化及び資源化の取り組みを進めるとともに、少子高齢化が進む社会情勢を踏まえ、安心して安全なごみ処理の体制を確保するとともに、安定的にごみ処理をするため、施設等の維持管理を行っていきます。

（３）基本方針

本計画の基本理念の実現に向け、「環境」・「社会」・「経済」の3つの視点に立って、4つの基本方針を定め、具体的な施策に取り組みます。

基本方針 1 《2Rを優先した3Rの推進》

ごみの排出者となり得る全ての者が、発生抑制を優先して取り組める環境を整え、使い捨て容器や食品ロスの削減を進め、可能な限り環境負荷の低減を図ります。

基本方針2 《きれいなまちづくりの推進》

市民や事業者が、不法焼却（野焼き）や不法投棄のないきれいなまちづくりに取り組むための環境教育や広報機能の充実を図ります。

基本方針3 《安心で安定的なごみ処理の推進》

少子高齢化が進むなどの社会情勢を踏まえ、誰もがごみの処理に困らないよう、安心で安定的なごみ処理体制を確保します。

基本方針4 《経済的・効率的なごみ処理の推進》

これまでの事業に対する費用対効果を検証するなど、各事業の業務内容を見直すことにより、市民や事業者に理解と協力が得られる経済的・効率的なごみ処理を推進します。

2 計画の目標値

本計画では、基準年度を令和元年度とし、目標年度である令和12年度における基本理念の実現に向け、市民及び事業者と市の協働により、ごみの発生抑制に優先して取り組むとともに、資源化の推進と最終処分量の抑制を図るための3つの数値目標を設定します。

なお、目標値の設定にあたっては、国及び北海道の計画等（35 ページ参照）との比較を行うとともに、目標年度における本市の人口推計（34 ページ参照）に基づき、基準年度の各水準やごみ処理施設の整備状況を勘案しています。

○ 発生抑制の目標値

令和12年度における1人1日当たりのごみ総排出量を853g以下とします。

○ 資源化の目標値

令和12年度における資源化率（リサイクル率）を30%以上とします。

○○ 最終処分の目標値

令和3年度から令和12年度までの10年間の最終処分量を30,000 m³以下とします。

（１）発生抑制の目標値

発生抑制の目標値は、令和元年度と比べ、家庭系廃棄ごみを 11.3%削減する一方、資源物や集団資源回収の回収量を 29.9%増加させることにより、1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量を令和元年度から 10 g 削減した 640 g とします。

また、事業系ごみの排出量を令和元年度と比べ、14.8%削減した 9,000 t とします。

以上により、目標値の 1 人 1 日当たりのごみ総排出量を 853 g 以下とします。

区 分		令和元年度 (基準年度)	令和7年度 (中間目標年度)	令和12年度 (目標年度)		
				目標値	基準年度比較	
					増減	増減率
年間 排出量	総排出量	38,990t	37,530t	35,980t	-3,010t	-7.7%
	家庭系ごみ	28,431t	28,030t	26,980t	-1,451t	-5.1%
	家庭系廃棄ごみ	21,675t	20,270t	18,550t	-3,125t	-14.4%
	集団資源回収等	6,756t	7,760t	8,430t	1,674t	24.8%
	事業系ごみ	10,559t	9,500t	9,000t	-1,559t	-14.8%
1 人 1 日 当たり	総排出量	891g	870g	853g	-38g	-4.3%
	家庭系ごみ	650g	650g	640g	-10g	-1.5%
	家庭系廃棄ごみ	496g	470g	440g	-56g	-11.3%
	集団資源回収等	154g	180g	200g	46g	29.9%

（２）資源化の目標値

資源化の目標値は、2 R を優先的に取り組むことを基本として、環境クリーンセンターでの処理との整合を図りながら新たな資源化の手法を検討するとともに、家庭系廃棄ごみに含まれる資源物等の分別の徹底をさらに進めることにより、目標値を令和元年度と比べ 7.1 ポイント増の 30%以上とします。

区 分	令和元年度 (基準年度)	令和7年度 (中間目標年度)	令和12年度 (目標年度)		
			目標値	基準年度比較	
				増減	増減率
資源化量	8,910t	9,800t	10,700t	1,790t	16.7%
資源化率(リサイクル率)	22.9%	26%	30%	7.1ポイント	-

(3) 最終処分目標値

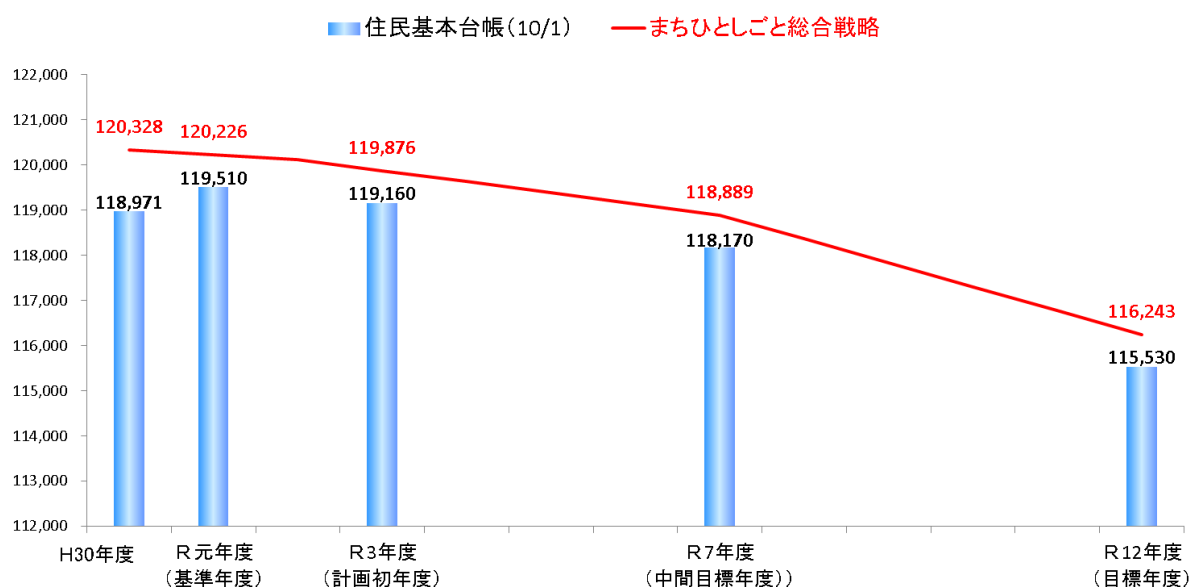
最終処分の目標値は、環境クリーンセンターの特性（11 ページ参照）を踏まえ、現在と同規模の最終処分場（14 ページ参照）を新たに設置した場合でも、埋立期間を 15 年以上可能とするため、目標値は年間の最終処分率を 5.3%以下とすることにより、令和 12 年度までの 10 年間の累計最終処分量を 30,000 m³以下とします。

区 分	令和元年度 (基準年度)	令和7年度 (中間目標年度)	令和12年度 (目標年度)
			目標値
累計最終処分量	—	15,000m ³	30,000m ³
最終処分率	5.4%	5.3%	5.3%

《人口推計》

前計画では、4 月 1 日現在（年度末）の住民基本台帳登録人口の推計により計画の目標値を設定していましたが、本計画では、令和元年度（基準年度）を起点として、10 月 1 日現在の住民基本台帳登録人口を推計して目標値を設定しています。

なお、人口の推計にあたっては、近年の本市の人口動態を踏まえ、令和元年度に改定した「江別市まちひとしごと総合戦略」における人口推計に準じて算定しており、目標年度（令和 12 年度）における人口を 115,530 人と推計します。



人口推計（人）

※ 「総合戦略」の人口は、住民基本台帳に登録されていない人口を含む国勢調査（5 年毎）を基に推計しており、住民基本台帳登録人口を用いる本計画の人口推計より多い数値となっています。

3 各計画との比較

(1) 国及び北海道の計画との比較

《発生抑制の目標値》

主体	計画名	指標	目標年度	目標値
江別市	江別市一般廃棄物処理基本計画	1人1日当たりのごみ排出量	令和12年度 (2030年度)	853
		1人1日当たりの家庭系廃棄物排出量		440
		事業系ごみ(年)		9,000
国	第4次循環型社会形成推進基本計画	1人1日当たりのごみ排出量	令和7年度 (2025年度)	約850g
		1人1日当たりの家庭系ごみ排出量※		約440g
		事業系ごみ(年)		約1,100万t
北海道	第5次北海道廃棄物処理計画	1人1日当たりのごみ排出量	令和6年度 (2024年度)	900g以下

※ 国の家庭系ごみ排出量には資源物と集団資源回収の回収量は含まれません。

《資源化の目標値》

主体	計画名	指標	目標年度	目標値
江別市	江別市一般廃棄物処理基本計画	資源化率(リサイクル率)	令和12年度 (2030年度)	30%
国	廃棄物処理施設整備計画	資源化率(リサイクル率)	令和4年度 (2022年度)	27%
北海道	第5次北海道廃棄物処理計画	資源化率(リサイクル率)	令和6年度 (2024年度)	30%以上

《最終処分目標値》

主体	計画名	指標	目標年度	目標値
江別市	江別市一般廃棄物処理基本計画	累計最終処分量	令和12年度 (2030年度)	30,000m ³
国	廃棄物処理施設整備計画	最終処分場の残余年数	—	20年分
北海道	第5次北海道廃棄物処理計画	最終処分量(年)	令和6年度 (2024年度)	25万t以下

(2) 前計画との比較

《発生抑制の目標値》

区 分		前計画 目標値	本計画		
			目標値	前計画との比較	
				増減	増減率
年間 排出量	総排出量	38,360t	35,980t	-2,380t	-6.6%
	家庭系ごみ	29,300t	26,980t	-2,320t	-8.6%
	家庭系廃棄ごみ	19,590t	18,550t	-1,040t	-5.6%
	集団資源回収等	9,710t	8,430t	-1,280t	-15.2%
	事業系ごみ	9,060t	9,000t	-60t	-0.7%
1人1日 当たり	総排出量	910g	853g	-57g	-6.7%
	家庭系ごみ	695g	640g	-55g	-8.6%
	家庭系廃棄ごみ	465g	440g	-25g	-5.7%
	集団資源回収等	230g	200g	-30g	-15.0%

《資源化の目標値》

区 分		前計画 目標値	本計画	
			目標値	前計画との比較
				増減 増減率
資源化量		12,510t	10,700t	-1,810t -16.9%
資源化率(リサイクル率)		33%	30%	-3.0ポイント -

《最終処分目標値》

区 分	前計画 目標値	本計画
		目標値
累計最終処分量	64,697m ³ (平成16年度～平成32年度)	30,000m ³ (令和3年度～令和12年度)
最終処分率	—	5.3%
残余容量	13,303m ³	—

※ 最終処分の目標値については、本計画と前計画の指標が異なるため、比較できません。

4 計画の施策

本計画では、4つの基本方針の下に、次の20の具体的な施策に取り組めます。

基本方針	施策
基本方針 1 2Rを優先した3Rの推進	1-1) 食品ロスの削減
	1-2) プラスチックごみの削減
	1-3) 効果的なリユース手法の検討
	1-4) 集団資源回収の推進
	1-5) 民間事業者との連携による事業ごみの資源化
基本方針 2 きれいなまちづくりの推進	2-1) 環境教育の推進
	2-2) ごみ出しルールの徹底
	2-3) 地域等との協働による環境保全
	2-4) 不法焼却(野焼き)・不法投棄の防止対策
	2-5) ごみステーションパトロールの強化
基本方針 3 安心で安定的な ごみ処理の推進	3-1) ごみ出し困難者に対する収集方法の検討
	3-2) ごみ処理手数料減免方法の検討
	3-3) 環境クリーンセンターの延命化等の実施
	3-4) ごみ処理施設の安心・安全な運営
	3-5) 非常時における廃棄物対策
基本方針 4 経済的・効率的な ごみ処理の推進	4-1) 適正で効率的なごみ収集運搬体制の検討
	4-2) 適正なごみ処理手数料の検討
	4-3) 安全な環境クリーンセンター直接搬入方法の検討
	4-4) 資源物収集品目等拡大の検討
	4-5) ごみ処理の広域化の検討

基本方針 1 【2Rを優先した3Rの推進】

1-1) 食品ロスの削減

まだ食べられるものが捨てられる食品ロスの削減に向けては、国の「第4次循環型社会形成推進基本計画」においても、2030年度までに家庭からの食品ロスを半減するとの目標が掲げられています。

また、食品ロスの削減を総合的に推進するため、令和元年 10 月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」では、都道府県及び市町村は、「食品ロス削減推進計画」の策定に努めることとされております。

本市においても、平成 30 年度の家庭系ごみ組成分析結果（10 ページ参照）では燃やせるごみに含まれる生ごみの割合が 54.13%（未開封品・未利用品は 1.42%）あり、生ごみの減量化は重要な課題です。

このため、家庭からの食品ロス削減に向けて、食材を無駄なく使う調理方法や保存方法の普及に向けた講習会開催のほか、宴会時の料理の食べ残しを減らす「30・10運動」^{さんまる いちまる}の取り組みを市内飲食店等と連携して進めていくとともに、関係部局と連携して「食品ロス削減推進計画」の策定に向けて、他自治体等の先進事例の研究を行っていきます。

また、生ごみ減量化の取り組みとしては、引き続き生ごみの水きりや乾燥化、堆肥化の普及・啓発を進めていきます。

1-2) プラスチックごみの削減

プラスチックは、社会に浸透して生活に利便性をもたらす素材ではありますが、不適正な処理により、世界全体で年間数百万トンを超えるプラスチックごみが陸上から海洋へ流出していると推計され、このままでは地球規模での環境汚染が懸念されます。

こうした地球規模での海洋プラスチック問題への対応は、SDGs でも求められているところであり、国では、レジ袋等のワンウェイプラスチックの削減とリサイクルを進める「プラスチック資源循環戦略」を令和元年 5 月に策定しました。

本市においても、これらの国等の動向を踏まえ、市民や事業者と連携して、マイバック持参運動やマイボトル・マイカップ持参運動等を進め、使い捨てプラスチック容器の削減に取り組んでいきます。

1-3) 効果的なリユース手法の検討（令和 2 年 10 月 先行実施）

家庭で不要となっても、まだ使える家具類やスポーツ用品等を無料で回収して、市民へ無償で提供するリサイクルバンク事業は、本市の中心的なリユースの取り組みですが、近年、市内には民間事業者によるリユースショップが複数あるほか、インターネット等を利用したリユース事業も普及しており、当事業の在り方について見直す時期にあります。

このようなことから、当事業を廃止して、新たに行政でしか行えないリユースの取り組みとして、子育て世代が必要と考えられる学習機などを、大型ごみとして出されたものからピックアップ（排出者の了解を得たものに限り）し、イベント等で市民に無償で提供する手法に見直しました。

1-4) 集団資源回収の推進

自治会など、地域の団体が取り組む集団資源回収は、民間による自主的な資源化の取り組みであり、本市の主要なリサイクル事業と位置付けて、これまでも資源回収奨励事業により、団体や回収業者に奨励金を交付して、資源化の推進に取り組んでいます。

しかし、現在、集団資源回収で回収されるカレット（繰返し使えないワンウェイびん）の民間での取引状況は、逆有償（売却できず処理費がかかる）となっています。

このため、集団資源回収のカレットをリサイクルセンターで受入れて、行政収集（資源物）したものと合せて、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会※に引き渡すことで、安定的・効率的な資源化を進めています。

※ 容器包装リサイクル協会では、自治体から引き受けたカレットを資源化するため、拡大製造者責任に基づき、処理費の多くを製造事業者等が負担し、残りを自治体が負担する方式となっています。

1-5) 民間事業者との連携による事業ごみの資源化

動物の死体など、環境クリーンセンターでの処理が困難な特殊なごみの適正処理を確保するほか、公共工事から発生する伐採木や市内スーパーマーケット等から発生する事業系食品残渣などを資源化するため、民間事業者に一般廃棄物処理業の許可を付与しており、今後においても、環境クリーンセンターの特性を踏まえ、必要に応じて許可品目を拡大するなど、民間事業者と連携して、事業ごみの資源化と適正処理を進めています。

基本方針2 【きれいなまちづくりの推進】

2-1) 環境教育の推進

食品ロスやプラスチックごみの問題解決には、循環型社会の形成に向けた市民一人一人の意識の醸成を図ることが必要です。

このため、多くの市民に環境問題やごみ減量化の重要性について、知識や行動を習得してもらうため、引き続き学校や自治会での出前講座を開催するとともに、パンフレットやホームページによる啓発を進めています。

2-2) ごみ出しルールの徹底

ごみの収集日や出す時間、分別が守られていないなど、ごみ出しルール違反については、ごみを収集しない理由を記したシールを貼って、排出者にルールの徹底を図るとともに、市外から転入してくる大学生に対し、引き続き大学と連携して説明会を開催していきます。

2-3) 地域等との協働による環境保全

道路や公園等の清掃など、地域の環境は、ボランティアや自治会等の各種団体の取り組みにより保全されており、このような取り組みを推進するため、地域での清掃などに利用してもらう公共ごみ袋（40 リットル袋）を作成・配布していますが、近隣自治体では、更に手軽に利用できる少量の公共ごみ袋（ボランティア袋）も作成・配布しています。

このようなことから、各種団体や個人の方々が、より環境保全に取り組み易くするため、利用しやすい公共ごみ袋の大きさ等について研究を進めていきます。

2-4) 不法焼却（野焼き）・不法投棄の防止対策

法律によって禁止されている不法焼却（野焼き）や不法投棄等の違反行為が行われると、地域の生活環境に悪影響を及ぼします。

このため、引き続き看板やのぼりによる注意喚起や、警察、消防等の関係機関との連携を進めるほか、協定※を締結した民間事業者や地域住民からの情報提供も含め、違反行為の監視を強化するとともに、ごみのポイ捨ての防止に向け、広報紙やホームページでの啓発も進めていきます。

※ 令和2年4月現在、市は7事業者と「不法投棄等の情報提供に関する協定」を締結しています。

2-5) ごみステーションパトロールの強化

大都市に隣接していることや学生数の多い本市の特徴として、共同住宅の多い地区では、入居者の入れ替わりが多いほか、生活時間の相違などにより、ごみステーションにルールを守られていないごみが出される状況が散見され、地域の衛生環境の悪化やごみの収集・処理の遅れの原因となっています。

このため、アパート管理会社や自治会等と連携して、入居者等への指導にあたるなど、きれいなまちづくりに向け、ごみステーションのパトロールを強化していきます。

基本方針3 【安心で安全なごみ処理の推進】

3-1) ごみ出し困難者に対する収集方法の検討（令和2年10月 先行実施）

近年の高齢世帯化や核家族化が進行する現状において、家族や近隣住民から支援が得られない高齢者等の増加が予想されることから、福祉施策として福祉部局やケアマネジャー等の福祉関係者と連携して、ごみをステーションまで運べない要介護者や障がい者等に対し、ごみ出しを支援する「ごみ出し困難者への戸別収集」を開始しました。

3-2) ごみ処理手数料減免方法の検討

本市のごみ処理手数料の減免は、生活保護世帯のほか、紙おむつのごみ出しに伴う経済的負担を軽減するため、減免対象の要件を、常時紙おむつを使用する要介護者や障がい者、2歳未満の乳幼児等として、一定量の指定ごみ袋を給付しています。

今後、一層の高齢化の進行に伴い、紙おむつを使用する高齢者等の増加が予想されることから、紙おむつの無料収集を行っている自治体など、様々な事例を参考にして、実態に即した取り組みを研究していきます。

3-3) 環境クリーンセンターの延命化等の実施

環境クリーンセンターは、令和4年度で一般廃棄物処理施設の耐用年数とされる20年が経過することから、基幹改良工事を行うことで、令和18年度まで延命化する方針を決定しており、令和2年度から施設の長寿命化計画を策定するなど、延命化に向けた作業を進めています。

また、本計画期間中に一般廃棄物最終処分場の埋立が終了することから、次の一般廃棄物最終処分場の設置に向けた準備も進めています。

3-4) ごみ処理施設の安心・安全な運営

環境クリーンセンターの運営管理は、令和4年3月までの14年6カ月間、運営を効率化するとともに、期間内の多額の施設維持管理費を平準化するため、民間事業者へ長期包括委託しています。

環境クリーンセンターについては、令和18年度まで延命化することから、令和4年度以降の運営管理等について、現在の受託者と協議するなど、安心・安全な運営を図るため、準備を進めています。

3-5) 非常時における廃棄物対策

近年、全国的に発生する大規模な地震や豪雨による河川の氾濫により発生する災害廃棄物のほか、令和2年現在、新型コロナウイルスの感染拡大の防止に向けた対応など、通常とは異なるごみ処理体制の確保が必要です。

この様な非常時に備え、災害廃棄物処理計画や業務継続計画※に基づき、平時から広報や収集・処理方法等について、関係機関との連携を強化していきます。

※ 業務継続計画（BCP）とは、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時であっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画のことで、本市では平成29年3月に策定しています。

基本方針 4 **【経済的・効率的なごみ処理の推進】**

4-1) 適正で効率的なごみ収集運搬体制の検討（令和2年10月 先行実施）

これまで月曜日から土曜日に行っていた「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「資源物・危険ごみ」の収集業務について、収集業務における労働環境の改善を図るとともに、今後の担い手の確保に向けて、土曜日収集を廃止して週休2日制を導入しました。

また、快適な生活環境を保全するため、農村地区の「燃やせるごみ」の収集を、これまでの週1回から週2回に増やしました。

このほか、引っ越し時期などの繁忙期に暫定的に行っていた「燃やせないごみ」の臨時収集については、ごみ量の減少を踏まえ、収集の効率化の観点から廃止しました。

4-2) 適正なごみ処理手数料の検討

ごみ処理手数料については、前計画に基づき、市全体の「使用料・手数料の見直し」に合わせて「指定ごみ袋」を除く手数料を改定しました。

今後の見直しについては、引き続き市全体の見直しに合わせて手数料改定の検討を行うことを基本として、ごみ処理を適正、かつ、安定的に行っていくための費用負担やごみ排出抑制の観点を踏まえ、「指定ごみ袋」についても、必要に応じて見直しを検討します。

4-3) 安全な環境クリーンセンター直接搬入方法の検討

近年、環境クリーンセンターにおいて市民の自己搬入が著しく増加しており、計量棟やプラットホーム構内は、搬入車両により混雑している状況にあります。

このため、利用者へは、搬入状況等の周知や利用に関する啓発を行うほか、他の自治体の受入体制も参考にするなど、市民の利便性を考慮して搬入方法を検討していきます。

4-4) 資源物収集品目等拡大の検討

資源物収集品目等の拡大は、リサイクルを推進する上で重要な取り組みですが、分別収集に伴う収集運搬や処理費用の増加など、経済的側面の課題が予想されるほか、排出抑制とのバランスが大切です。

このため、市民アンケートの結果（26 ページ参照）を踏まえ、総合的な視点に立って、資源物収集品目等の拡大について検討していきます。

4-5) ごみ処理の広域化の検討

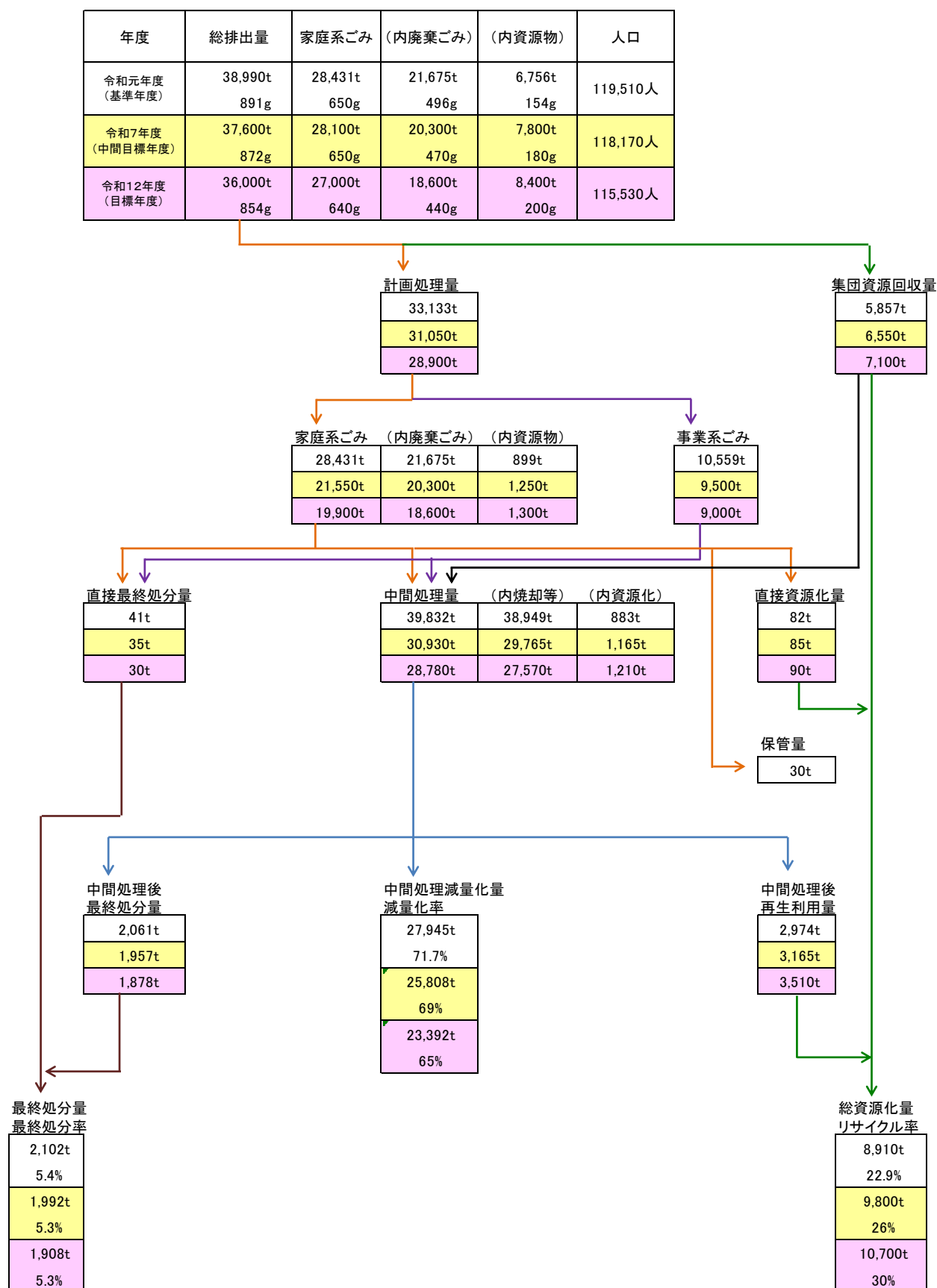
少子高齢化が進む中、将来の一般廃棄物の総排出量の減少が予想されることから、ごみ処理施設の効率的な運用に向け、今後は自治体間でのごみ処理の広域化が必要になるものと考えられます。

本市では、平成 18 年度から隣接する新篠津村のごみ※を環境クリーンセンターで受入れ、ごみ処理施設の効率的な運用を図っており、本計画期間中にごみ処理体制等に大きな変更がないことから、引き続き新篠津村のごみを受入れています。

また、今後、新篠津村以外の自治体からごみの受入れ等の相談等があった場合は、域内のごみの発生量や施設の処理能力等のほか、北海道の動向や近隣自治体のごみ処理施設の整備状況等を踏まえるなど、長期的視点に立ってごみ処理の広域化を検討します。

※ 新篠津村からは、「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」を環境クリーンセンターで、「危険ごみ」をリサイクルセンターで受入れています。（詳細：資料編）

5 計画のごみ処理フロー



第 3 編 生活排水処理基本計画

第 1 章 生活排水処理の状況

第 1 節 生活排水施設の現状

本市の平成 30 年度における生活排水処理の状況は、行政区域内人口 118,814 人のうち、117,033 人について、生活排水処理の適正処理がなされています。

下水道普及率は 97%を超えている状況ですが、下水道処理区域となっていない市街化調整区域では、合併処理浄化槽※の普及促進を図っています

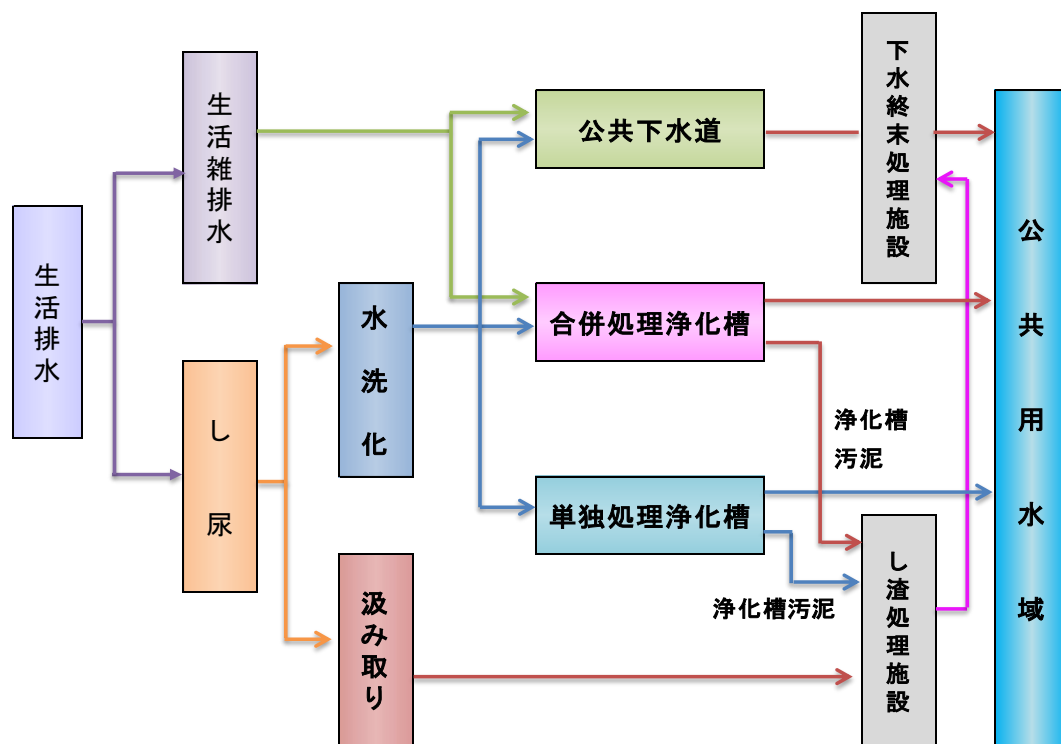
合併処理浄化槽は、従前では事業所や学校など比較的規模の大きいものの設置が主体でしたが、最近は個別住宅に設置する件数が増加しています。

また、し尿及び汚泥については、委託及び許可業者が収集・運搬し、し渣処理施設へ搬入しています。

し渣処理施設は、1 日あたり 20 k l の処理能力を有しており、運搬されたし尿・汚泥は、この施設で、不適物を取り除き、その後下水道汚水と合わせて処理されています。

なお、新篠津村のし尿及び汚泥もごみと同様に平成 18 年 4 月から受入れしていますが、その処理量は年間約 700 k l ほどであり、江別市のし尿処理に支障はないことから、今後も受託を継続する予定となっています。

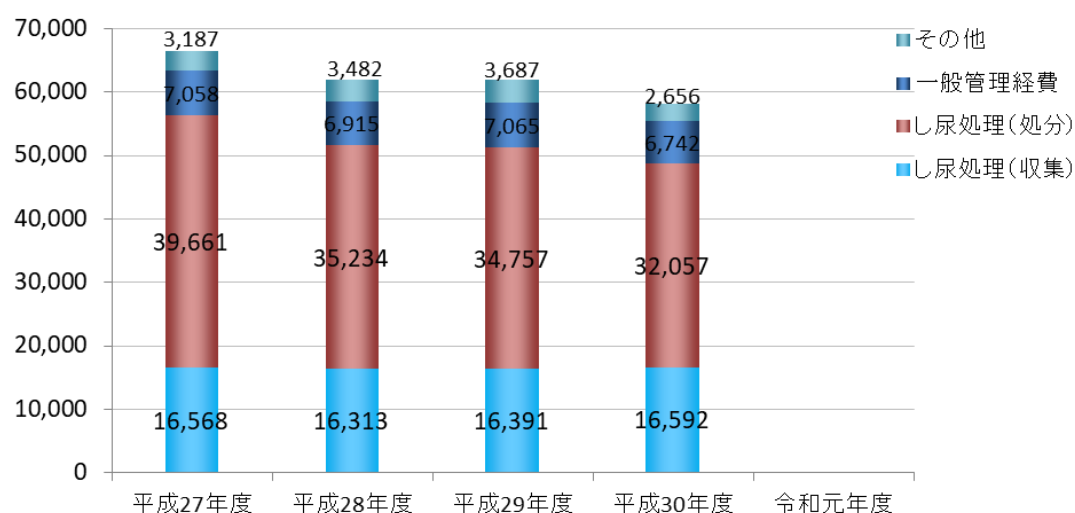
生活排水処理フロー図



第 2 節 し尿及び浄化槽汚泥処理の収支

1 し尿及び浄化槽汚泥処理の収支 《決算後確定》

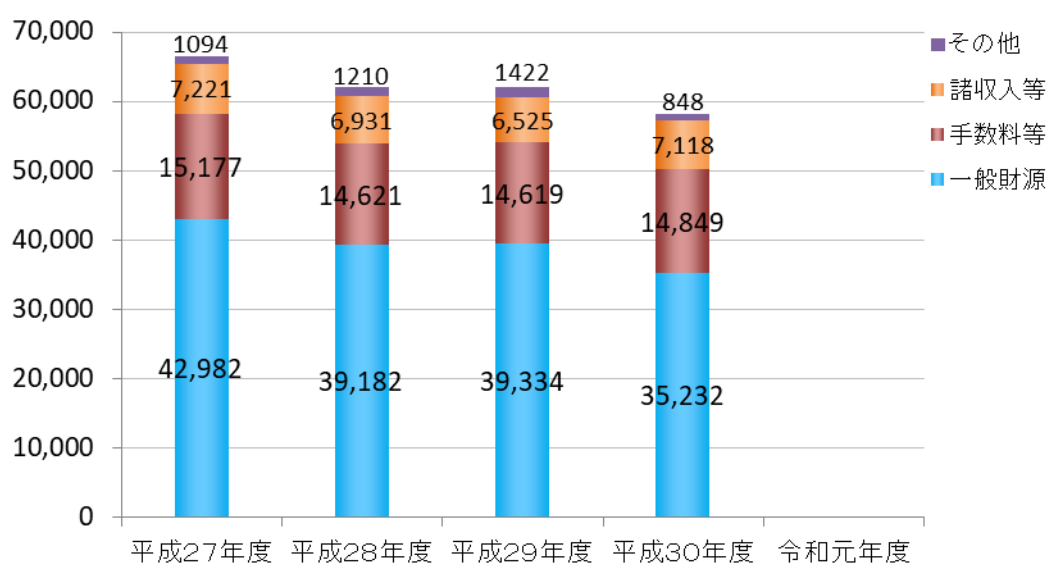
し尿及び浄化槽汚泥処理にかかる費用は、収集・運搬を委託する経費のほか、し尿や汚泥を処理するための施設の修繕費を含めた維持管理経費、処理施設建設費の償還となっています。



し尿・浄化槽汚泥の処理原価の推移（千円）

2 し尿処理及び浄化槽汚泥処理の財源の推移 《決算後確定》

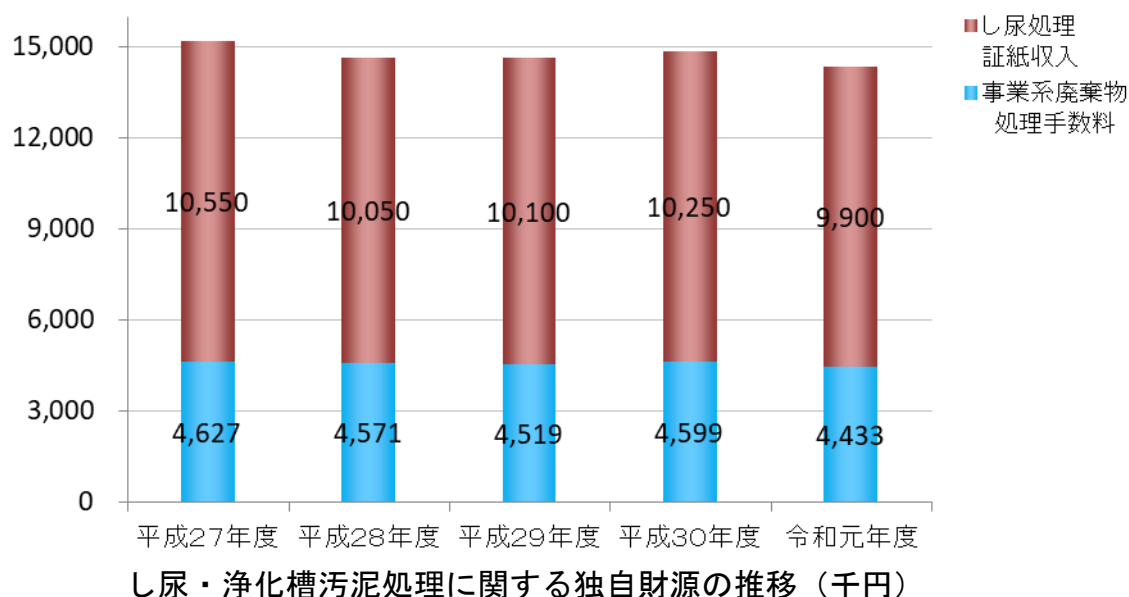
し尿及び浄化槽汚泥処理の財源は、一般財源で約 75%を補っており、独自財源は手数料や証紙収入、他団体負担金を合わせて約 25%で、ほぼ横ばいで推移しています。



し尿・浄化槽汚泥の処理に充てられる財源の推移（千円）

3 し尿処理及び浄化槽汚泥処理の独自財源《決算後確定》

し尿処理及び浄化槽汚泥処理に関する独自財源には、し尿処理における証紙収入（90 円/20ℓ）と事業系廃棄物（浄化槽汚泥）のし渣処理施設への搬入手数料（70 円/20ℓ）があり、令和元年度の市全体の使用料・手数料の見直しに合わせ、し尿処理手数料を 20ℓあたり 120 円に、事業系廃棄物（浄化槽汚泥）のし渣処理施設への搬入手数料を 20ℓあたり 80 円に改定しました。



第 3 節 前計画の状況

1 基本目標の達成状況

目標年度を平成 32 年度とする前計画では、生活排水処理施設の一層の整備推進に努めるとともに、啓発活動を通じて各家庭からの発生源対策を充実させることにより、身近な生活環境の保全及び自然環境の向上を図ることを基本目標としています。

また、基本目標の達成に向け、自然環境の保全と生活排水による水質の汚濁を防止する観点から、①『水質汚濁を防止するため、本市において合併処理浄化槽を設置する者に対して、その設置費用の一部を補助し、合併処理浄化槽の普及を促進する。』②『単独処理浄化槽による公共用水域の水質汚濁防止を目標に、市街化区域に設置のものについては、公共下水道への接続を、市街化調整区域に設置のものについては、合併処理浄化槽に転換を推進する。』という 2 つの基本方針を掲げています。

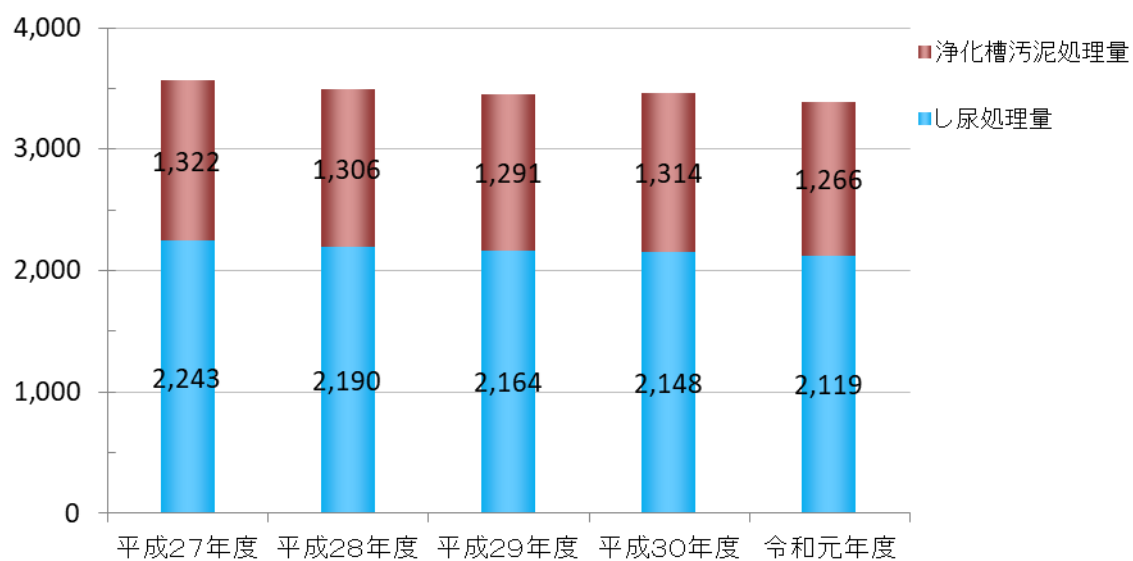
その実現のため、合併浄化槽の計画的な設置促進に向けた補助を行っています。

合併浄化槽の設置費用補助実績

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
補助実施基数	8 基	8 基	9 基	7 基	7 基
補助金交付実績	3, 172 千円	3, 466 千円	3, 671 千円	2, 642 千円	3, 203 千円
合併処理浄化槽基数（累計）	327 基	335 基	343 基	352 基	359 基

生活排水の処理形態別人口の推移（人）

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
行政区域内人口	119, 008	118, 784	118, 700	118, 814	119, 409
下水道処理区域内水洗化人口	115, 469	115, 140	115, 066	115, 223	115, 907
浄化槽処理人口	2, 412	2, 524	2, 526	2, 485	2, 408
非水洗化（し尿）人口	1, 127	1, 120	1, 108	1, 106	1, 094



し尿・浄化槽汚泥の処理量の推移 (kℓ)

2 目標値と実績値の比較

目標年度を平成 32 年度とする前計画では、生活排水処理施設の一層の整備推進に努めるとともに、啓発活動を通じて各家庭からの発生源対策を充実させることにより、身近な生活環境の保全及び自然環境の向上を図ることを基本目標としています。

水洗化・生活雑排水処理人口及び生活処理の目標値と実績値

区 分	平成 2 6 年度 (基準年度)	令和元年度 (実績値)	平成 3 2 年度 (令和 2 年度) (目標年度)		
			目標値	令和元年度比較	
				増減	増減率
行政区域内人口	119,640 人	119,409 人	119,411 人	2 人	0.002
水洗化・生活雑排水処理人口	117,736 人	117,673 人	117,677 人	4 人	0.003
下水道処理区域内 水洗化人口	116,060 人	115,907 人	115,912 人	5 人	0.004
合併処理浄化槽 処理人口	1,676 人	1,766 人	1,765 人	-1 人	-0.06
水洗化 (単独処理浄化槽) 生活雑排水未処理人口	707 人	642 人	641 人	-1 人	-0.16
非水洗化 (し尿汲み取り) 生活雑排水未処理人口	1,197 人	1,094 人	1,093 人	-1 人	-0.09
生活排水処理率	98.4%	98.5%	98.5%	-	-

※生活排水処理率は、水洗化・生活雑排水÷行政区域内人口

合併処理浄化槽の設置整備補助計画目標と補助実績値

合併処理浄化槽 設置整備補助計画区域	平成 23 年度～平成 32 年度 補助目標値	平成 23 年度～平成 31 年度 補助実績値
本市行政区域内のうち 美原、篠津、八幡、上江別の一部 中島、豊幌の一部、江別太の一部 東野幌の一部、西野幌の一部、角山 元野幌の一部、大麻の一部、文京台の一部	整備補助基数 100 基	補助実績 (基数) 73 基
	整備補助人口 680 人	補助実績 (人口) 327 人
	概算事業費 43,480 千円	補助実績 (事業費) 29,395

し尿及び汚泥の処理量の目標と実績値

区 分	平成 2 6 年度 (基準年度)	令和元年度 (実績値)	平成 3 2 年度 (令和 2 年度) (目標年度)		
			目標値	令和元年度比較	
				増減	増減率
汲み取りし尿	2,309 kℓ	2,119 kℓ	2,117 kℓ	-2 kℓ	-0.09%
単独処理浄化槽汚泥	1,311 kℓ	1,266 kℓ	1,265 kℓ	-1 kℓ	-0.08%
合併処理浄化槽汚泥					
合計	3,620 kℓ	3,385 kℓ	3,382 kℓ	-3 kℓ	-0.09%

3 生活排水処理の課題

合併処理浄化槽については、設置するために国の補助制度はあるものの、工事に高額な費用を伴うとともに、水道料金や清掃、法定検査などの維持費が必要となることから、普及していくことが難しい状況にあります。

このことから、市街化調整区域（主として農村地区）における、合併処理浄化槽による処理割合は、徐々に増えてはいるものの、依然として「し尿の汲み取り」若しくは「単独処理浄化槽」で処理されている家庭も多く、生活雑排水は未処理のまま排水溝に流れて河川など公共用水域に放流され、水質に影響を及ぼしているのが現状です。

第 2 章 生活排水処理基本計画（案）

1 基本目標と基本方針

（１）基本目標

生活排水処理施設の一層の整備推進に努めるとともに、啓発活動を通じて各家庭からの発生源対策を充実させることにより、身近な生活環境の保全及び自然環境の向上を図ることを生活排水処理の目標とします。

（２）基本方針

自然環境の保全と生活排水による水質の汚濁を防止するため、公共下水道及び合併処理浄化槽の普及促進をはじめとした生活排水対策を推進します。

市街化区域は公共下水道によることとし、市街化調整区域については、次の基本方針を定め具体的な施策を実施していきます。

- ① 水質汚濁を防止するため、本市における合併処理浄化槽の設置者を対象に、その設置費用の一部を補助することにより、合併処理浄化槽の普及を推進していきます。
- ② 単独処理浄化槽による公共用水域の水質汚濁を防止するため、市街化区域に設置されているものについては、公共下水道への接続を、市街化調整区域に設置されているものについては、合併処理浄化槽への転換を推進していきます。

2 生活排水の処理基本計画

(1) 処理の目標

基本方針に基づき、生活排水処理対策を進めることにより、水質汚濁を防止します。

① 水洗化・生活雑排水処理人口及び生活排水処理率の目標

目標年度の令和 12 年度における水洗化・生活雑排水処理人口を 113,853 人、生活排水処理率を 98.5%、合併処理浄化槽処理人口を 1,707 人とし、生活雑排水未処理人口を減少させます。

水洗化・生活雑排水処理人口及び生活排水処理率の現状と目標

区 分	令和元年度 (基準年度)	令和 12 年度 (目標年度)
行政区域内人口	119,409 人	115,532 人
水洗化・生活雑排水処理人口	117,673 人	113,853 人
下水道処理人口	115,907 人	112,146 人
合併処理浄化槽処理人口	1,766 人	1,707 人
水洗化・生活雑排水未処理（単独処理浄化槽）人口	642 人	621 人
非水洗化（し尿）人口	1,094 人	1,058 人
生活排水処理率	98.5%	98.5%

※生活排水処理率は、水洗化・生活雑排水処理人口÷行政区域内人口

② 水洗化・生活雑排水処理人口及び生活排水処理率の目標

目標年度における合併処理浄化槽処理人口を達成するため、その整備については、国庫補助事業を活用し、次のとおり計画します。

合併処理浄化槽の設置整備補助計画目標

設置整備計画区域	整備基数 ・ 整備人口	整備計画年度	概算事業費
本市行政区域内のうち 美原、篠津、八幡、上江別の一部 中島、豊幌の一部、江別太の一部 東野幌の一部、西野幌の一部、角山 元野幌の一部、大麻の一部、文京台の一部	整備基数 100 基 整備人口 680 人	令和 3 年度 ～ 令和 12 年度	43,480 千円

(2) し尿及び汚泥の処理目標

し尿及び汚泥の収集・運搬については、衛生的で快適な生活環境を維持する上で必要な行政サービスであることから、今後においても継続して実施するとともに合併処理浄化槽の設置普及を図り、目標年度における排出量を合計で3, 275kℓとします。

し尿及び汚泥の処理量の現状と目標

区分	令和元年度 (基準年度)	令和12年度 (目標年度)
汲み取りし尿	2,119 kℓ	2,051 kℓ
単独処理浄化槽汚泥	1,266 kℓ	1,224 kℓ
合併処理浄化槽汚泥		
合計	3,385 kℓ	3,275 kℓ

※各排出量は、1人1日当たりの排出量を汲み取りし尿 5.31ℓ、浄化槽汚泥 1.44ℓとして計算した。

資 料 編

《 江別市廃棄物減量等推進審議会委員名簿 》

	氏 名	所 属 又 は 勤 務 先 等	選 出 区 分
	あさ かわ まさ み 浅 川 雅 己	札幌学院大学	学識経験者 (第1号)
会長	おし たに はじめ 押 谷 一	酪農学園大学	学識経験者 (第1号)
	はやし くら たい すけ 林 倉 泰 介	江別リサイクル事業協同組合	学識経験者 (第1号)
	ほし ゆう こ 星 優 子	日本リサイクルネットワーク ・えべつ	学識経験者 (第1号)
副会長	うつ み のぶ お 内 海 信 雄	江別市自治会連絡協議会	民間諸団体の代表者 (第2号)
	かわ せ め ぐ み 河 瀬 め ぐ み	江別消費者協会	民間諸団体の代表者 (第2号)
	ち ば さち こ 千 葉 幸 子	江別市女性団体協議会	民間諸団体の代表者 (第2号)
	つ しま しげ あき 津 嶋 繁 明	江別商工会議所	民間諸団体の代表者 (第2号)
	なん ば あつし 難 波 淳	江別青年会議所	民間諸団体の代表者 (第2号)
	かじ うら めぐ み 梶 浦 恵 美	一般市民公募	市長が必要と認める者 (第3号)
	つか だ き ゆ り 塚 田 小 百 合	一般市民公募	市長が必要と認める者 (第3号)
	なか い かず お 中 井 和 夫	一般市民公募	市長が必要と認める者 (第3号)
	ふじ おか しょう いち 藤 岡 章 一	一般市民公募	市長が必要と認める者 (第3号)

※選出区分:江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例第6条第2項の規定による。

《 計画策定の審議経過 》

(令和元年度)

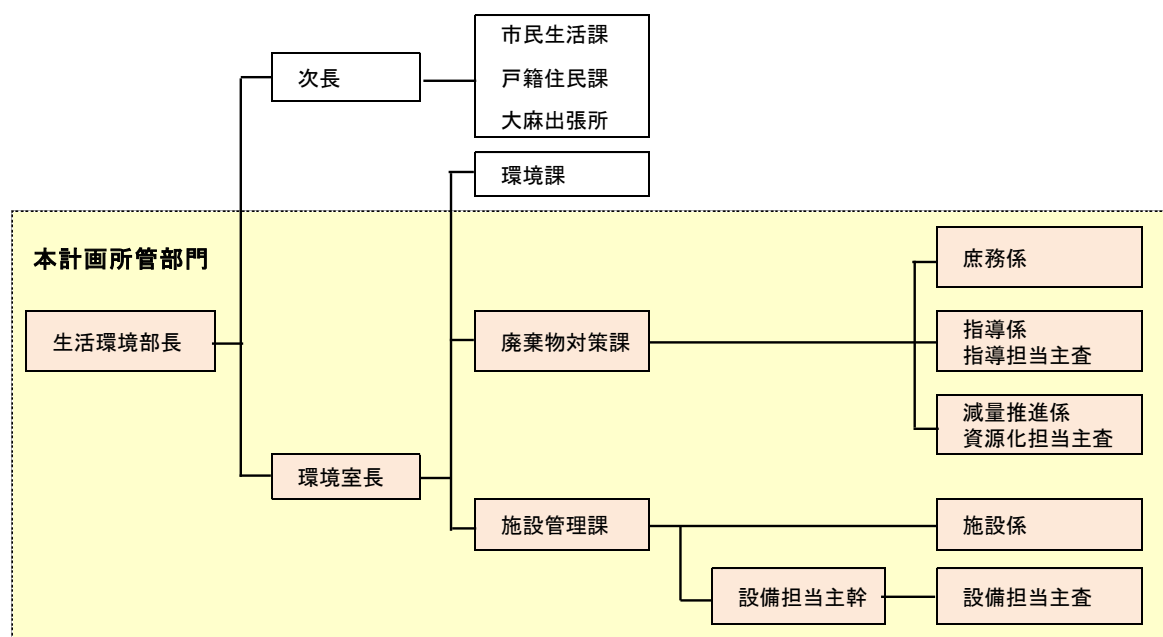
回数	日 時	議 題 等	備 考
1	第1回 令和元年7月8日	報告 ・ 江別市のごみ処理の概要について ・ 第9期江別市分別収集計画の策定について ・ 小型充電式電池の収集について	委嘱状交付 正副会長互選
2	第2回 令和元年9月2日	報告 ・ 一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）の施策の 取り組み状況について ・ 次期一般廃棄物処理基本計画骨子（案）について ・ 環境クリーンセンター等長期包括的運営管理委 託事業の延長について	
3	第3回 令和元年11月13日	諮問及び諮問事項審議 ・ ごみ収集日の見直しについて ・ ごみ出し困難者への戸別収集について 報告 ・ ごみ処理手数料の見直しについて	本計画策定予定 の先行施策につ いて諮問
4	第4回 令和元年12月11日	審議 ・ ごみ収集日の見直しについて ・ ごみ出し困難者への戸別収集について	
5	第5回 令和2年1月20日	諮問事項について答申 ・ ごみ収集日の見直しについて ・ ごみ出し困難者への戸別収集について 報告 ・ リサイクルバンク事業の見直しについて	先行施策の諮問 について答申

(令和2年度) (予定)

回数	日 時	議 題 等	備 考
6	第1回 令和2年 月 日	諮問及び諮問事項審議 ・ 江別市一般廃棄物処理基本計画の策定について	本計画策定につ いて諮問
7	第2回 令和2年 月 日	諮問事項の審議 ・ 江別市一般廃棄物処理基本計画の策定について	
8	第3回 令和2年 月 日	諮問事項の審議 ・ 江別市一般廃棄物処理基本計画の策定について	

9	第4回 令和2年 月 日	諮問事項の審議（パブリックコメント案） ・ 江別市一般廃棄物処理基本計画の策定について	
10	第5回 令和3年 月 日	諮問事項の審議（パブリックコメント結果） ・ 江別市一般廃棄物処理基本計画（修正）について	
11	第6回 令和3年 月 日	諮問事項の審議 ・ 江別市一般廃棄物処理基本計画（案）について	
12	第7回 令和3年 月 日	諮問事項について答申 ・ 江別市一般廃棄物処理基本計画の答申について	本計画策定について答申

<< 市組織機構図 >>



<< 持続可能な開発目標(SDGs※) >>

※ SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS の略

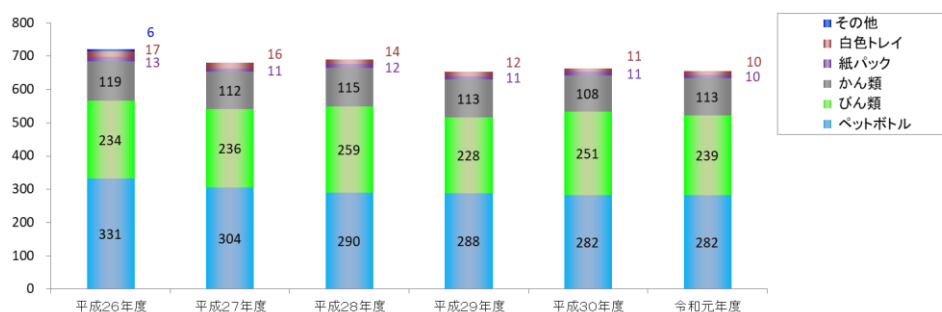
	目標1〔貧困〕 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる。
	目標2〔飢餓〕 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
	目標3〔保健〕 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。

 4 質の高い教育を みんなに	目標 4 [教育] すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
 5 ジェンダー平等を 実現しよう	目標 5 [ジェンダー] ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行なう。
 6 安全な水とトイレ を世界中に	目標 6 [水・衛生] すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	目標 7 [エネルギー] すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。
 8 働きがいも 経済成長も	目標 8 [経済成長と雇用] 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。
 9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	目標 9 [インフラ、産業化、イノベーション] 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
 10 人や国の不平等 をなくそう	目標 10 [不平等] 国内及び各国家間の不平等を是正する。
 11 住み続けられる まちづくりを	目標 11 [持続可能な都市] 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
 12 つくる責任 つかう責任	目標 12 [持続可能な消費と生産] 持続可能な消費生産形態を確保する。
 13 気候変動に 具体的な対策を	目標 13 [気候変動] 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
 14 海の豊かさを 守ろう	目標 14 [海洋資源] 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。

	目標 15 [陸上資源] 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
	目標 16 [平和] 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
	目標 17 [実施手段] 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

出典：外務省

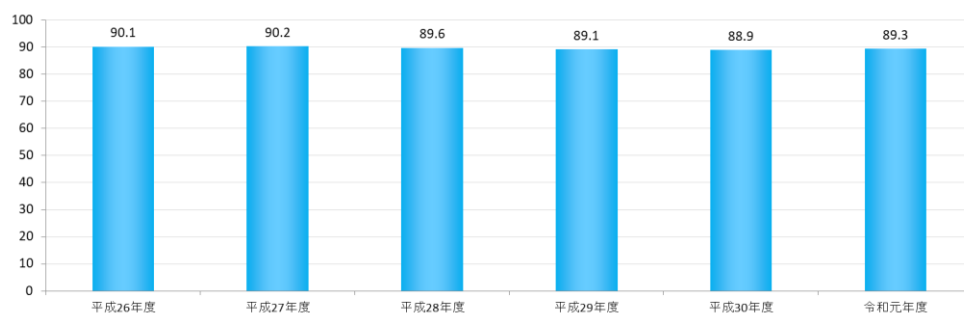
◀ 減量化及び資源化・不法投棄・ごみステーション関連資料 ▶



リサイクルセンターの資源化量の推移（t）

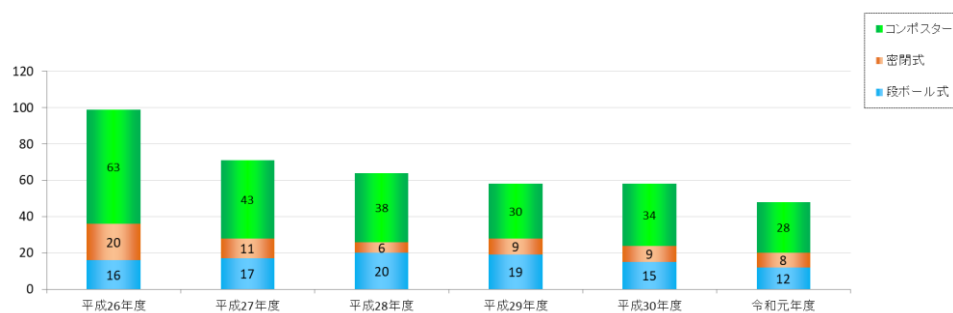


環境クリーンセンターの資源化量の推移（t）



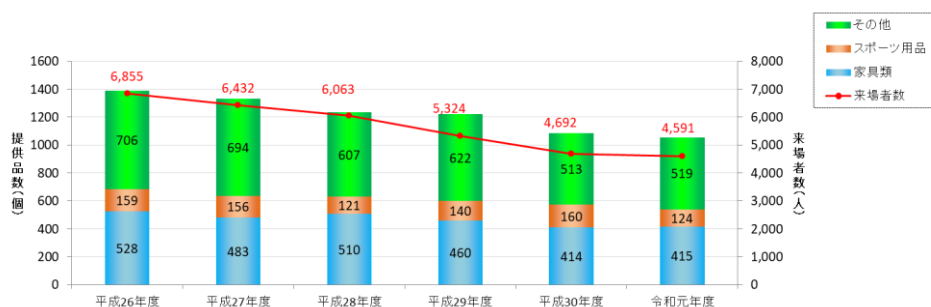
マイバッグ持参率※の推移 (%)

※ マイバッグ持参率は、市内 5 事業者（12 店舗）の平均値



生ごみ堆肥化容器購入助成の推移 (基)

※ 購入助成は、段ボール式、密閉式、コンポストの各堆肥化容器 1 基につき 1,000 円を助成

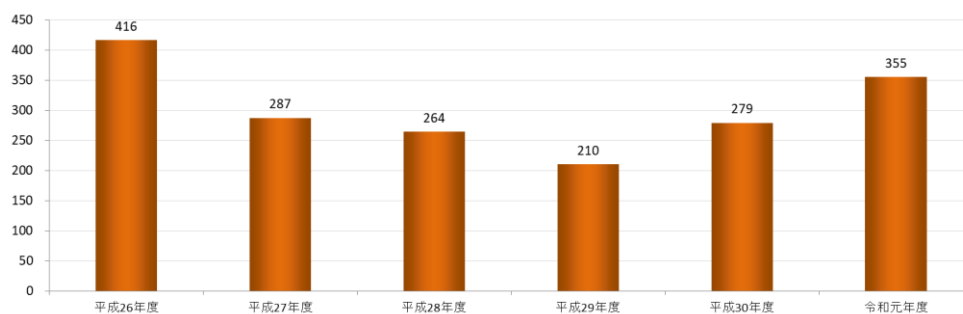


リサイクルバンク利用状況の推移

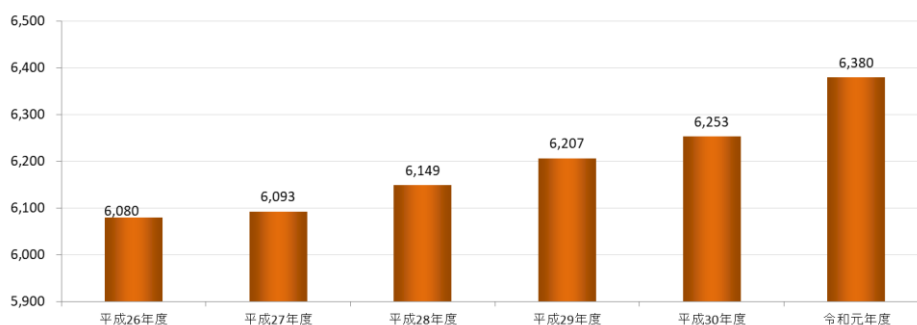
※ その他：子供用品、カラーボックス等

※ スポーツ用品：スキー、自転車

※ 家具類：タンス、ソファ、学習机、ベット等



不法投棄処理件数の推移（件）



ごみステーション数の推移（カ所）

《 市民アンケート調査結果 》

関心のあるごみ問題について(複数回答)

選択肢	回答数	割合
ごみ処理施設が古くなり、建替えが必要になること	150	4%
労働力不足により、ごみを処理する人が確保できなくなること	264	7%
ごみ処理費用が増えることで、市の財政に負担を与えること	318	8%
ごみ出しに費用がかかり、家計の負担となること	465	12%
高齢者世帯の増加により、ごみを出すことが困難な人が増えること	537	14%
ごみ処理（焼却・埋立など）により、環境へ影響を与えること	338	9%
ごみステーションやその周辺が汚れて、地域の生活環境が悪くなること	421	11%
まだ食べられるものが捨てられる食品ロスの問題	614	16%
プラスチックごみによる海洋汚染問題	691	18%
その他（ ）	31	1%
計	3,829	100%

リサイクルに対する考え方

選択肢	令和元年度		平成26年度	
	回答数	割合	回答数	割合
多少手間や費用がかかってもリサイクルを推進するべきである	413	32%	345	25%
多少手間がかかってもよいが、費用はできるだけかけないでリサイクルを推進するべきである	408	31%	559	41%
多少費用がかかってもよいが、手間はできるだけかけないでリサイクルを推進するべきである	93	7%	71	5%
あまり手間も費用もかけないで、できる範囲でリサイクルを推進するべきである	234	18%	308	22%
手間も費用も増えるなら、リサイクルを推進するべきでない	25	2%	18	1%
わからない	38	3%	30	2%
無回答	90	7%	38	3%
計	1301	100%	1,369	100%

市の収集で資源として収集すべき品目

選択肢	令和元年度		平成26年度	
	回答数	回答数	回答数	回答数
生ごみ	50	4%	34	2%
草・木枝類	94	7%	149	11%
プラスチック製容器（洗剤、歯磨、食品ケースなどで、ペットボトル以外）	343	26%	174	13%
発泡スチロール（魚箱、家電緩衝材などで、白色トレイ以外）	196	15%	364	27%
廃食用油（植物性の天ぷら油）	96	7%	104	8%
小型家電	193	15%	173	13%
特にない	150	12%	229	17%
その他（ ）	25	2%	39	3%
無回答	154	12%	103	8%
計	1301	100%	1,369	100%

家庭のごみ減量、リサイクルの取り組み

取組程度		いつもしている	大体している	時々している	していない	無回答	計
取組事項							
マイバッグを持参し、店のレジ袋は断る	回答数	729	380	88	43	61	1301
	割合	56%	29%	7%	3%	5%	100%
飲食の時には、使い捨て容器を使用せず、マイカップ、マイボトルを使用している	回答数	291	265	224	422	99	1301
	割合	22%	20%	17%	32%	8%	100%
洗剤などは詰め替えタイプを選んで買う	回答数	949	240	37	11	64	1301
	割合	73%	18%	3%	1%	5%	100%
食材の買いすぎや食べ残しをせず、生ごみを出来るだけ出さない	回答数	443	634	140	21	63	1301
	割合	34%	49%	11%	2%	5%	100%
生ごみは堆肥化し出来るだけ出さない	回答数	124	98	121	875	83	1301
	割合	10%	8%	9%	67%	6%	100%
生ごみは水を切るなど、減量してから出す	回答数	586	454	116	68	77	1301
	割合	45%	35%	9%	5%	6%	100%
ごみと資源物の分別を徹底する	回答数	883	312	27	8	71	1301
	割合	68%	24%	2%	1%	5%	100%
資源物は、自治会・学校などの資源回収に出す	回答数	870	150	99	124	58	1301
	割合	67%	12%	8%	10%	4%	100%
資源物は、民間の回収拠点やお店の回収ボックスに持込んでいる	回答数	387	166	267	377	104	1301
	割合	30%	13%	21%	29%	8%	100%
その他	回答数	19	6	3	0	1273	1301
	割合	1%	0%	0%	0%	98%	100%

市の取り組みの認知度

認知程度		知っている	聞いたことはある	知らない	無回答	計
取組事項						
食品ロスの削減の取り組み（30・10運動など）	回答数	141	292	774	94	1301
	割合	11%	22%	59%	7%	100%
収集日や分別が検索できる「ごみ出シアプリ」の公開	回答数	367	248	587	99	1301
	割合	28%	19%	45%	8%	100%
家具をリユースするリサイクルバンク	回答数	576	259	380	86	1301
	割合	44%	20%	29%	7%	100%
生ごみ堆肥化容器の購入費助成	回答数	460	247	509	85	1301
	割合	35%	19%	39%	7%	100%
その他	回答数	5	2	0	1294	1301
	割合	0%	0%	0%	99%	100%

ごみステーションの状況

頻度 状況		よく見る	時々見る	殆ど見ない	全く見ない	わからない	無回答	計
正しく分別されていない	回答数	64	378	495	202	108	54	1301
	割合	5%	29%	38%	16%	8%	4%	100%
収集日・時間（朝9時まで）が守られていない	回答数	83	211	487	333	115	72	1301
	割合	6%	16%	37%	26%	9%	6%	100%
カラスなどに荒らされてごみが散乱している	回答数	118	362	351	397	12	61	1301
	割合	9%	28%	27%	31%	1%	5%	100%
「指定ごみ袋」を使わずに出されている	回答数	19	143	402	623	50	64	1301
	割合	1%	11%	31%	48%	4%	5%	100%
市が収集しないテレビなどのごみが出されている	回答数	5	58	351	763	56	68	1301
	割合	0%	4%	27%	59%	4%	5%	100%
お店のごみや違う地区の人のごみが出されている	回答数	16	121	313	565	213	73	1301
	割合	1%	9%	24%	43%	16%	6%	100%
その他	回答数	19	17	3	4	0	1258	1301
	割合	1%	1%	0%	0%	0%	97%	100%

収集方式に対する考え方

選択肢		令和元年度		平成26年度	
		回答数	回答数	回答数	回答数
理由	現在のステーション方式がよい	951	73%	1,086	79%
	特に不都合（不便）を感じていないから	547	58%	681	63%
	自宅の前にごみを置くのが嫌だから	36	4%	-	-
	戸別方式にすると時間も費用もかかり、財政が大変になるから	164	17%	182	17%
	共同住宅（マンション等）で、専用の置き場があるから	154	16%	118	11%
	その他	42	4%	105	10%
	無回答	8	1%	0	0%
理由	戸別収集方式にして欲しい	157	12%	172	13%
	ごみステーションが遠く、ごみ出しが大変だから	11	7%	14	8%
	ごみステーションが家の前でいやだから	11	7%	27	16%
	利用者のごみ出しマナーが悪いから	33	21%	39	23%
	多少費用をかけても、ごみ出しが楽な方がよいから	38	24%	28	16%
	その他	49	31%	64	37%
	無回答	15	10%	0	0%
どちらでもよい		95	7%	94	7%
わからない		16	1%	22	2%
無回答		82	6%	-	-
計		1,301	100%	1,374	100%

収集回数の妥当性

収集回数 種別			妥当である	多い	少ない	わからない	無回答	計
燃やせるごみ （週2回、農村地域は週1回）	令和元年度	回答数	1,205	12	53	5	26	1,301
		割合	93%	1%	4%	0%	2%	100%
	平成26年度	回答数	1,267	25	33	10	34	1,369
		割合	93%	2%	2%	1%	2%	100%
燃やせないごみ （月2回、農村地域は月2～3回）	令和元年度	回答数	1,077	35	130	17	42	1,301
		割合	83%	3%	10%	1%	3%	100%
	平成26年度	回答数	1,038	176	64	30	61	1,369
		割合	76%	13%	5%	2%	4%	100%
資源物・危険ごみ（月2回）	令和元年度	回答数	947	33	258	23	40	1,301
		割合	73%	3%	20%	2%	3%	100%
	平成26年度	回答数	1,002	117	157	33	60	1,369
		割合	73%	9%	11%	2%	4%	100%

収集日時について(複数回答)

選択肢	令和元年度		平成26年度	
	回答数	割合	回答数	割合
朝は忙しいので、ごみを出す時間(朝9時まで)を遅くしてほしい	83	6%	64	5%
カラスなどにごみが荒らされないよう、早めに収集してほしい	127	10%	219	16%
休日はゆっくりしたいので、土曜日や祝日の収集はやめてほしい	58	4%	57	4%
その他	37	3%	47	3%
変更してほしいことはない(現在のままでよい)	976	75%	994	70%
わからない	26	2%	31	2%
計	1,307	100%	1,412	100%

市の清掃事業に対する満足度

選択肢	令和元年度		平成26年度	
	回答数	割合	回答数	割合
満足している	584	45%	475	35%
少し満足している	179	14%	204	15%
普通	419	32%	572	42%
あまり満足していない	40	3%	65	5%
まったく満足していない	9	1%	2	0%
わからない	32	2%	34	2%
無回答	38	3%	17	1%
計	1,301	100%	1,369	100%

《 事業所アンケート調査結果 》

廃棄物の分類及び処理方法の認知度

選択肢	令和元年度		平成26年度	
	回答数	割合	回答数	割合
十分知っている	44	34%	43	38%
だいたい知っている	63	49%	58	50%
一部は知っている	15	12%	8	7%
あまり知らなかった	4	3%	2	2%
全く知らなかった	1	1%	0	0%
無回答	1	1%	4	3%
計	128	100%	115	100%

1週間当たりのごみ・資源物排出量

(1) 重量(kg)/週

排出量	燃やせるごみ		燃やせないごみ		資源物	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
5kg未満	3	2%	6	5%	7	5%
10kg未満	0	0%	2	2%	2	2%
50kg未満	7	5%	5	4%	6	5%
100kg未満	5	4%	5	4%	1	1%
200kg未満	5	4%	6	5%	2	2%
500kg未満	3	2%	2	2%	1	1%
1,000kg未満	0	0%	1	1%	0	0%
5,000kg未満	6	5%	1	1%	2	2%
5,000kg以上	2	2%	0	0%	1	1%
無回答	97	76%	100	78%	106	83%
計	128	100%	128	100%	128	100%

(2) 袋(40ℓ)/週

排出量	燃やせるごみ		燃やせないごみ		資源物	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
5袋未満	46	36%	47	37%	43	34%
10袋未満	15	12%	5	4%	9	7%
50袋未満	21	16%	6	5%	5	4%
100袋未満	2	2%	1	1%	2	2%
200袋未満	3	2%	0	0%	0	0%
50袋未満	1	1%	0	0%	0	0%
500袋以上	1	1%	0	0%	0	0%
無回答	39	30%	69	54%	69	54%
計	128	100%	128	100%	128	100%

1カ月当たりのごみ処理費用

選択肢	令和元年度		平成26年度	
	回答数	割合	回答数	割合
5,000円以下	39	30%	23	20%
5,000円超～10,000円以下	16	13%	12	10%
10,000円超～20,000円以下	18	14%	23	20%
20,000円超～50,000円以下	18	14%	24	21%
50,000円超～100,000円以下	9	7%	8	7%
100,000円超	19	15%	14	12%
無回答	9	7%	11	10%
計	128	100%	115	100%

妥当と思う事業系一般廃棄物処理手数料の負担割合

選択肢	回答数	割合
約4割（180円/10kg）	96	75%
約5割（220円/10kg）	19	15%
6割以上（270円/10kg～）	3	2%
無回答	10	8%
計	128	100%

ごみ・資源物の処理方法

(1) 可燃物

処理方法		と一 し般 廃棄 物	と産 業 系 廃棄 物	と分 別 し て 処 理 す る 資 源 物	排 出 す る 機 会 が 無 い	無 回 答	計
品目							
コピー用紙	回答数	56	12	50	1	9	128
	割合	44%	9%	39%	1%	7%	100%
新聞、雑誌、書籍、 チラシ、パンフレット	回答数	30	5	85	3	5	128
	割合	23%	4%	66%	2%	4%	100%
ダンボール	回答数	17	4	101	2	4	128
	割合	13%	3%	79%	2%	3%	100%
シュレッダーダスト	回答数	66	10	38	7	7	128
	割合	52%	8%	30%	5%	5%	100%
紙パック	回答数	42	8	39	25	14	128
	割合	33%	6%	30%	20%	11%	100%
紙くす等	回答数	77	13	27	3	8	128
	割合	60%	10%	21%	2%	6%	100%
ペットボトル	回答数	25	10	83	4	6	128
	割合	20%	8%	65%	3%	5%	100%
白色トレイ	回答数	38	10	20	46	14	128
	割合	30%	8%	16%	36%	11%	100%
その他のトレイ	回答数	46	11	13	43	15	128
	割合	36%	9%	10%	34%	12%	100%
発泡スチロール	回答数	51	20	19	25	13	128
	割合	40%	16%	15%	20%	10%	100%
ビニール袋等 （軟質プラスチック）	回答数	70	22	14	12	10	128
	割合	55%	17%	11%	9%	8%	100%
生ごみ。厨芥類	回答数	89	16	1	14	8	128
	割合	70%	13%	1%	11%	6%	100%
布、衣類	回答数	66	17	5	29	11	128
	割合	52%	13%	4%	23%	9%	100%
割り箸、竹串等	回答数	84	17	4	14	9	128
	割合	66%	13%	3%	11%	7%	100%
その他	回答数	66	10	2	15	35	128
	割合	52%	8%	2%	12%	27%	100%

(2) 不燃物

処理方法 品目		と一 般で 廃棄 処理 物	と産 業で 廃棄 処理 物	と分 別し て処 理 資 源 物	排 出 す る 機 会 が 無 い	無 回 答	計
びん	回答数	18	10	83	8	9	128
	割合	14%	8%	65%	6%	7%	100%
かん	回答数	17	8	92	5	6	128
	割合	13%	6%	72%	4%	5%	100%
まな板、塩ビパイプ等 (硬質プラスチック)	回答数	24	47	9	34	14	128
	割合	19%	37%	7%	27%	11%	100%
廃木材、剪定木等	回答数	22	43	6	42	15	128
	割合	17%	34%	5%	33%	12%	100%
ガラス (びんを除く)	回答数	16	49	8	41	14	128
	割合	13%	38%	6%	32%	11%	100%
金属 (かんを除く)	回答数	15	48	25	27	13	128
	割合	12%	38%	20%	21%	10%	100%
皮製品、ゴム製品、 陶磁器	回答数	25	42	6	39	16	128
	割合	20%	33%	5%	30%	13%	100%
家具、布団、毛布、 敷物	回答数	18	30	6	58	16	128
	割合	14%	23%	5%	45%	13%	100%
小型家電製品	回答数	9	39	16	48	16	128
	割合	7%	30%	13%	38%	13%	100%
蛍光灯、乾電池等	回答数	19	58	23	16	12	128
	割合	15%	45%	18%	13%	9%	100%

ごみの減量及びリサイクルの取り組み状況(複数回答)

選択肢	回答数
ごみの減量やリサイクルを事業所内に呼びかけている	47
ごみと資源物の分別を徹底している	84
ペーパーレス化を推進している	41
容器や包装の軽量化・簡素化に努めている	12
資源物の店頭回収を行っている	6
割り箸の撤廃やマイボトルの推奨など、「使い捨て」の削減に努めている	11
お客さまに対し、マイバックを推奨している(レジ袋有料化含む)	8
料理の食べきりやお持ち帰りの推奨など、食品ロスの削減に努めている	8
その他の取り組み()	2
特に取り組みを行っていない	18

実施している取り組みの数

取り組みの数	令和元年度		平成26年度	
	回答数	割合	回答数	割合
1個	44	34%	48	42%
2個	30	23%	18	16%
3個	19	15%	8	7%
4個	6	5%	2	2%
5個	3	2%	0	0%
6個以上	3	2%	0	0%
特に取り組みを行っていない	18	14%	39	34%
無回答	5	4%	0	0%
計	128	100%	115	100%

ごみの減量及びリサイクルの問題点(複数回答)

選択肢	回答数
リサイクルできそうな物がない	12
資源物の保管場所が確保できない	19
ごみの減量やリサイクルの方法がわからない	6
従業員に分別を徹底させるのが難しい	16
分別に手間や費用がかかる	18
紙類は機密文章が多く、リサイクルが難しい	38
食品の売れ残りや食べ残しが多く、減量が難しい	2
ごみの減量やリサイクルによる経済的メリットが少ない	7
その他の問題()	5
特に問題はない	42

問題点の数

問題点の数	令和元年度		平成26年度	
	回答数	割合	回答数	割合
1個	49	38%	46	40%
2個	23	18%	22	19%
3個	8	6%	4	3%
4個	1	1%	2	2%
5個以上	0	0%	0	0%
特に問題点はない	42	33%	39	34%
無回答	5	4%	2	2%
計	128	100%	115	100%

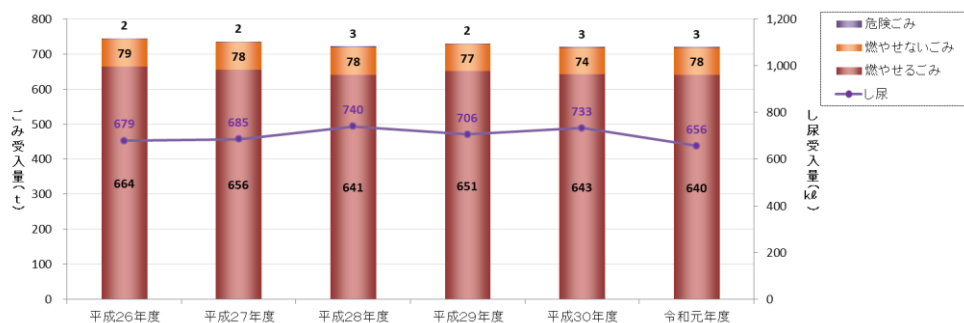
市の取り組み等の認知度

選択肢	回答数
市では事業所向けのごみ出しパンフレットを作成している	54
市ではマイバックやマイボトルの持参を推奨している	48
食べられるのに廃棄される「食品ロス」が問題となっている	68
「海洋プラスチック問題」などにより、プラスチックの削減や循環が求められている	65
市内に生ごみを堆肥化できる施設を持った民間事業者がある	9
市内に紙類や鉄くず類を有価物として持ち込める民間事業者がある	55
無回答	15

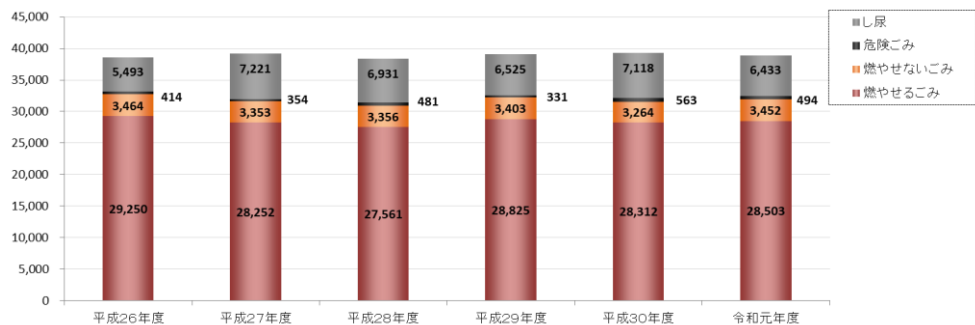
認知している事項の数

認知している事項の数	回答数	割合
1個	32	25%
2個	31	24%
3個	26	20%
4個以上	28	22%
無回答	11	9%
計	128	100%

《 新篠津村からの受託関連資料 》



新篠津村ごみ・し尿受入れ状況の推移



新篠津村ごみ・し尿受入に伴う負担金の推移（千円）